

教 育 こ ど も 委 員 会 記 録

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年7月1日（火）午前10時0分～午後2時58分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

1. 委員会運営について

（教育委員会）

1. 事業概要の説明聴取

2. 報 告 工事請負契約の締結について（関係分）

（こども家庭局）

1. 事業概要の説明聴取

2. 報 告 神戸市における児童虐待相談の状況（令和6年度）

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 徳 山 敏 子

副委員長 大かわら 鈴子

委 員 さとう まちこ

西 ただす

壬 生 潤

や の こうじ

村 野 誠 一

三木しんじろう

山 口 由 美

山下 てんせい

平 井 真千子

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（徳山敏子） おはようございます。ただいまから教育こども委員会を開会いたします。

本日は、常任委員長会議において確認されました委員会運営方針の提示と所管局の事業概要の説明及び報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

最初に、委員各位の座席についてであります。正副委員長で相談の結果、お手元に配付しております定席表のとおりといたしましたので御了承願います。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、こうべ未来さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（徳山敏子） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、ビデオ撮り等の許可についてお諮りいたします。こちらはなかったですね。失礼いたしました。今日はございませんので。

次に、本日の予定でございますが、委員会終了後、学びの多様化学校みらいポートを現地視察することになっております。予定といたしましては、午後2時40分に市役所を出発したいと考えておりますので、委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項によりまして、まず委員会運営についてであります。

本件につきましては、6月6日の常任委員長会議において協議いたしました結果、運営方針が確認されましたので、これに基づいて委員会を運営してまいりたいと存じます。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（教育委員会）

○委員長（徳山敏子） これより教育委員会関係の審査を行います。

それでは、事業概要及び報告事項1件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

○福本教育長 教育長の福本でございます。委員の先生方におかれましては何とぞよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

それでは、事務局長の竹森より説明させていただきます。

○竹森教育委員会事務局長 事務局長の竹森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは着座にて失礼させていただきます。

それでは、令和7年度事業概要及び報告1件について一括して御説明申し上げますので、お手元の事業概要の1ページを御覧ください。

I 教育委員会の概要でございます。

1. 教育委員会の構成ですが、教育長及び5人の教育委員をもって組織される教育委員会と教育委員会事務局及び学校園で構成されております。

2. 教育委員会事務局・学校園の職員数は9,165人、うち学校園が8,693人でございます。

3. 令和7年度予算の概要について、100万円未満は省略し、表左側の歳入合計301億1,300万円、右側の歳出合計1,310億8,600万円を計上しております。

続きまして、2ページから3ページにII教育委員会事務局の組織と事務分掌を掲載しております

す。

4 ページを御覧ください。

Ⅲ 令和7年度主要事業でございます。

新規事業には二重丸を、拡充事業には丸を各事業のタイトル左側に表記しており、新規・拡充事業を中心に御説明申し上げます。

1 子供が主役のこれからの学びでございますが、①では、効果的な学習用端末活用の促進やきめ細かな学習指導を行うための授業改善を図るなど、個別最適な学びと協働的な学びの充実に取り組んでまいります。

②では、児童・生徒の学習用端末について、使いやすく壊れにくい、いつでもどこでも学びに生かすことができるものに更新いたします。

④では、児童の体力向上に向け、学習用端末を活用して運動意欲の向上、運動の習慣化を図るとともに、放課後運動遊び事業の実施により運動機会の拡充に取り組んでまいります。

5 ページを御覧ください。

2 一人ひとりに応じたきめ細かな支援でございますが、①では不登校支援の充実に向けた基本方針に基づき、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立できるよう、学びの多様な学校みらいポートの開校をはじめ多様な学びの場の確保や支援を行ってまいります。

③では、特別支援教育相談センターの面談体制を強化し、保護者の適切な就学先選択に向けた支援を行うとともに、新たに学校支援チームを立ち上げて地域校における特別支援教育の充実を図ってまいります。

また、視覚・聴覚に障害のある児童・生徒が多様な場で学ぶことができるよう、地域校において弱視・難聴学級を順次設置してまいります。

④では、地域校における医療的ケア支援として、令和7年度より派遣時間上限を撤廃して看護師を派遣しております。

6 ページを御覧ください。

⑤では、自校通級指導教室を新たに19校設置しております。

次に、3 安全・安心で過ごしやすい環境づくりでございますが、①では、PFI手法により整備する第二学校給食センターや民間調理施設方式により、全ての中学校で温かい給食による全員喫食を実施いたします。

②では、食材価格の高騰が続く中、給食提供に必要な食材費と保護者が負担する給食費との差額を引き続き公費により負担し、栄養バランスの取れた給食を維持いたします。

③では、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、全世帯の中学校給食費の負担を半額といたします。

7 ページを御覧ください。

④では、特別支援学校における児童・生徒の増加対策として、旧本多聞小学校を改修し、いぶき明生支援学校の分校を設置するため、校舎改修工事の設計等を行います。

⑤では、児童数の増加に伴う教室不足等を解消するため、東舞子小学校に暫定校舎を整備いたします。

⑥では、土砂災害特別警戒区域の解消等を図るため、北須磨小学校校舎再整備の基本計画を策定いたします。

⑦から⑧では垂水小学校・春日野小学校の校舎増改築等を、⑨では小中一貫教育を推進してい

くため、義務教育学校港島学園の前・後期課程の校舎の一体化整備を実施いたします。

⑩では学校園の大規模・長寿命化改修を、⑪では学校施設におけるバリアフリー化を進めるため、エレベーターの設置やスロープ等による段差解消を行います。

⑫では、プールが設置されていない小・中学校において民間プールを活用した水泳授業を実施いたします。

8ページを御覧ください。

⑬では、平野小学校の通学手段として利用していた路線バスが休止することに伴い、代替の通学手段を確保しております。

次に、4子供に向き合い寄り添える学校づくりでございますが、①では国の制度変更に合わせて小学校全学年の学級編制基準を35人としております。

②では、学級における指導等の業務を複数の教員で分担する学年（チーム）担任制を積極的に推進してまいります。

③では、教育全体の質の向上も踏まえた働き方改革を推進し、その一環として各学校園の主体的な取組に対して支援を行います。

④では、教職員の心の健康保持・増進のため産業保健体制を強化し、新規採用教員の面談や休職者へのフォロー等の充実を図ります。

⑤では、教員が使用する端末及びネットワーク環境である神戸教育情報基盤サービスを再構築いたします。あわせて入学時等の必要書類をスマートフォン等で提出できる新たな機能を導入し、保護者の利便性向上と教職員の負担軽減を図ってまいります。

⑥では、中学校給食の全員喫食への移行に伴い、学校給食費の公会計化を実施いたします。

9ページを御覧ください。

5地域とともにつくる開かれた学校でございますが、①では子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的としたK O B E ◆ K A T S U の令和8年度開始に向けて必要な環境の整備や活動団体の確保等の取組を推進してまいります。

②では、子育てと仕事の両立を支援するため、保護者が登校時間より先に出勤せざるを得ない家庭に対し、地域の協力で小学校において児童の居場所を確保する早朝受入れ事業を試行的に実施しております。

続きまして、報告、工事請負契約の締結について御説明申し上げますので、委員会資料の1ページを御覧ください。

教育委員会における2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約について、令和7年5月1日から5月31日までの期間における該当契約は、五位の池小学校大規模改修工事ほか5件でございます。

以上、令和7年度事業概要及び報告1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（徳山敏子） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

なお、事業概要に関して特に質疑がある場合は、所管事項に対する質疑の中で行っていただきたいと存じますので、御了承願います。

次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

○委員（村野誠一） すみません。この1ページの資料で6件ですかね。一般競争入札と随意契約とこの辺どうなってるのか、ちょっとお聞かせください。

○有原教育委員会事務局部長 学校計画担当の有原です。どうぞよろしくお願いします。

今回御報告させていただいております2億5,000万円以上の工事の契約でございますけれども、資料の1番から5番までにつきましては、これは一般競争入札で行っております工事の契約になります。なお、6件目、平野小学校ののり面对策工事の監理業務につきましては、契約の相手方が神戸市水道サービス公社ということになっておりまして、委託を行っておるんですけれども、こちらについては特命随意契約で行っております。

なお、平野小学校のこの工事につきましては、工事の本体だけではなくて工事の発注業務並びに工事の監督業務を行うということでございますので、委託先としましては神戸市の営繕部局である建築住宅局に代わるところということでございまして、神戸市の外郭団体——神戸市水道サービス公社に委託するものでございます。

以上でございます。

○委員（村野誠一） これはなぜ建築住宅局ではなくて外郭団体の神戸市水道サービス公社に委託をするのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○有原教育委員会事務局部長 どうして水道サービス公社に委託するのかということでございますけれども、委員御指摘のように一般には神戸市の営繕部局であるところの建築住宅局に対して我々教育委員会事務局、ほかの部局もそうですけれども、工事の発注をお願いするという流れになっております。

ただ、建築住宅局のほうでも他局の工事も含めて相当量の工事が今受けておるということでございますので、業務量オーバーフローするものについては外郭団体を使用してほしいということで建築住宅局のほうからの依頼もありまして、今回の件につきましては外郭団体の中で、のり面对策工事ということで土木の工事でございますので、土木工事が担当できる職員が配置されております水道サービス公社に委託することになったというこういう経緯でございます。

○委員（村野誠一） その建築住宅局から外郭団体を使ってもらいたいということと言われたわけですが、いわゆる建築住宅局が業務量がもういっぱいだということであれば、そのほかの一般競争入札も同じように、これ最終的には多分サービス公社が直営部隊でというか、みんな工事するわけではなくて、最終的には民間をお願いするわけですね。であるならば、わざわざ水道サービス公社を間に入れる必要性というのは私には感じられないわけですね、しかも特命随契で。だからお手盛りというふうに私は感じたわけです。

いわゆる民間に、だから例えば神戸市——これはだから建築住宅局がということかも分からないけれども、基本的には皆さんも関係するわけだけれども、なぜ民間では駄目なんですか、水道サービス公社でなければ。建築住宅局が業務量いっぱいだからと、じゃあそれでどこかお願いするときに、なぜサービス公社でなければならぬ、民間では駄目なんですか。

○有原教育委員会事務局部長 委員御指摘のとおり、こののり面对策工事につきましては、この後、水道サービス公社のほうで入札を行いまして、実際の施工業者は決定するというところでございますので、施工、工事そのものは民間の会社が行うということになっております。

先ほど申し上げましたけれども、営繕部局の建築住宅局が行っております工事の発注業務から一連の工事の監督業務に至るまで職員が行っておった業務について委託するというところでございますので、その部分については職員でなければ行えない業務ということで、建築住宅局が施行で

きない場合は外郭団体を使用するとういう申合せで我々のほうは依頼をさせていただいているところでございます。

根拠といったしましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律という規定に基づいて、公共工事の発注者については一定の専門的な知識・経験だけでなく、法令遵守であったりとかあるいは公正性を備えたものを選定するという必要があるということでございまして、我々のほうでも検討した結果、水道サービス公社を活用するということの必要性があるだろうということで事務局の中でも判断させていただいたところでございます。

○委員（村野誠一） 品確法は私も一定理解してますよ。ただ、その品確法が根拠だけれども、だからといって品確法を遵守するとサービス公社になるんですというのは全く私は理解ができないし、品確法を遵守すると公社しかありませんということであれば理解もするし納得もする、それは仕方がないですね。品確法を遵守すると公社しかないんですか。公社以外は品確法、違法になるんですか。要は品質を確保できないんですということになるのかをお伺いしたいと思います。

○有原教育委員会事務局部長 先ほど申し上げましたように、本来であればといいますか、一般的には営繕部局であるところの建築住宅局のほうに発注、それから工事監督に至るまで一連お願いするという流れかと思います。建築住宅局の業務量が許せば、我々としてもその方法を取りたいということで考えておりますけれども、1年間通して業務量の調整の中で、一定の工事についてはこういう形で外郭団体を使用するという方向性が建築住宅局のほうでなされておりますので、それに従ってというところかというふうに思っています。

また、水道サービス公社につきましては、教育委員会としましても2年前に同種の業務でのり面対策工事をお願いした事例もございまして、その際にしっかりと業務のほうも遂行いただいたということもございますので、そこはもう信頼関係の下で今回もお願いしようというものでございます。

○委員（村野誠一） 今御答弁いただいたけれども、皆さん事前にもちょっとこれ聞いてるんですけれども、要は建築住宅局がなぜ外郭団体——そのサービス公社にお願いしていただきたいのかと。それは皆さんの今の答弁でも業務量が——だから建築住宅局が忙しくて請け負えないんだと、それがもう慢性化してるのではないのか。今御答弁いただいた2年前もそうですということですよ。

これは教育委員会としてちょっとお聞きするけれども、例えばこののり面の工事、先ほど御答弁いただいた令和5年も水道サービス公社。ずっと教育委員会としては建築住宅局ではなくてサービス公社に随意契約してるのか、その辺はどうですか。しょっちゅうのり面の工事が出てくるかどうか分かりませんが、そうすると構造的に建築住宅局は常にいっぱいだから自動的に教育委員会ののり面工事はずっとサービス公社に特命随契になるんですか。

実はこの委員会、私今回初めてだけれども——初めてというのは改選というか6月から——以前私が入ってた建設局のところも同じように随契の案件が上がってきて、これ何で随契なんやと。局は積極的に随契ということ資料にも載ってません。載ってなかったわけですね。しかし本来これだけ随契やということやったら、議会にきちっとこれは随契ですと、なぜ随契なのかと。

今、令和の米騒動で随契というのは割と世間の方々も随意契約、一般競争入札が本来だけれども、随意契約というのはどういうものなのかということは世間の方々も関心というか、理解してるのかも分からないけれども、議会では随意契約というのは結構あるわけですね、地方ではね。

ただし国と地方も同じように随契というのは、基本やっぱり原則一般競争入札で、随契でなけ

ればならないという明確な理由があつて随意契約、限定的ですよ、そんなもの皆さんよく御存じだと思うんだけど。それが建築住宅局は常に事業がいっぱいだから忙しいから、だから建築住宅局ではなくてサービス公社なんだと、サービス公社と毎回毎回随意契約してると。

ちょっと脱線したけど、先日、建設局でもやはり緑化協会に随契で出してたわけですね。この工事でもそもそも緑化協会が仕事するわけではなくて、最終的には民間が工事やるわけですよ。なぜこれ緑化協会なんですかと言ったら、やはり建築住宅局に本来は出すべきなんだけれども、建築住宅局の業務量がいっぱいだから外郭団体に出してくださいと言われたから緑化協会なんだと。

それは理由としては成り立つのかも分かりませんが、常に建築住宅局はいっぱい、建築住宅局からじゃあ我々と違ってどこかに、ここを使ってくださいと言われたところは漏れなく外郭団体だと。そこと随意契約する。

これについてはちょっと私、んんっと首をかしげるわけですね。サービス公社も私も職員の方々もよく知ってるし、別に他意はないんだけど、サービス公社もいわゆる点検業務であるとか、どんどん仕事量が競争の中で失われてきて経営自体が厳しい。それでだからこういうような本来業務とは違うような業務を例えば取っていつて何とかサービス公社の生き残りを図っていくと。これ本来神戸市が——市長が言ってる外郭団体の本来業務であるとか、これが今の時代に本当にこの外郭団体が必要なのかとか、民間の仕事を外郭団体が生き残りのためにどんどん取っていく、そのお手盛りのための仕事を出していくみたいな随意契約で出していく。

だから私はちょっとそういうところは引っかかるわけです。皆さんの説明を聞いて、なるほどそれは仕方がないなと、だから水道サービス公社と随契なんだというふうには、ちょっと今の説明では私は納得ができないわけなんですけれども、もう1度その辺ちょっと納得がいく——なるほど、それだったら仕方がないですねと、今後もそれでいいですねという御説明いただければ私これ納得しますけれども、やはり今申し上げたようにこれだけではないんです。ほかの局もちょっとどうもそういうことがあります。これは直接的には教育委員会だけではなくて建築住宅局どないなっとなねんと。今言うたように建築住宅局がここ使ってくださいと言ったら信頼はしますということだけれども、サービス公社でなければならない、ちょっとその辺の全体的なこと私も問題意識持ってるんですけどもいかがでしょうか。

- 有原教育委員会事務局部長　まず私どものほうで工事を出しておりますのり面対策工事ですけれども、これは今いわゆるレッドゾーン——土砂災害の特別警戒区域に当たっておる学校が全市で23校ございまして、この対策工事を行うことでレッドゾーンの解除を行おうという目的の下に行っている工事でございます。

我々としてはできるだけ早く工事のほう行いたいというふうに思っておりますけれども、毎年2校ないし3校ぐらいのペースで行っているというところございまして、これ以前はなかったのかという村野委員からの御質問ですけれども、令和5年度に始めましたひよどり台小学校というのが教育委員会としては着手した1番手ということでございまして、これから20数校を順番にやっっていこうということで考えているものでございます。

なお、工事1件1件につきまして予算要求をもちろん行い、事業の計画を立てる中で工事をどこが受けていただけるかというところは建築住宅局とその都度協議をしながら行っていくというふうなことでございまして、この後、行おうということで考えているものにつきましては、例えば建設局との局間協力で行っていただくような工事も予定しておりますし、また建築住宅局

に受けていただく工事のほうも予定しております。ですので、1件1件考えていくというところかというふうに思っております。

それから、先ほどなぜ外郭団体でないといけないのかというところでございますけれども、これは1つは工事の発注の際には神戸市としての標準設計なり標準設計価格というものを設定して発注を行っていくというふうな流れになっておりますけれども、この標準設計価格というものについては市職員でなければ担当できない、いわゆる守秘義務に関わるような内容も含まれておりますので、我々が説明を聞いておりますのは、そういうこともあって公共工事の発注については庁内で行うかあるいは外郭団体で行うか、この選択肢ということで説明を受け、我々としては建築住宅局との協議の中で、この案件については水道サービス公社に委託をしようということで判断したものでございます。

○竹森教育委員会事務局長 少し私のほうで補足をさせていただきます。

委員おっしゃるように、この契約業務の透明化、これ非常に重要な観点であると私も思っております。

その中で今回発注しておりますのが、のり面対策工事の監理業務ということで、本来でしたら公共部門がこれはやるべき仕事と認識してございまして、当然私もその認識で建築住宅局に依頼をしております。建築住宅局がこれ業務過多のためにできないということであれば、本来的には建築住宅局にしっかり人の配置ですとかをしてやっていただくというのが本来の筋かと思っております。

その中ですぐに対応できないということで今回、令和5年度もそうですけれども、神戸市水道サービス公社に委託してほしいということで依頼を受けて、私も委託をしているところでございますけど、やはりこれは今、外郭団体の見直しということで市を挙げてやってる中で、こういったことが本当に適切なのかということにつきましては、私も当然建築住宅局とやはり話をしていく必要があると思っておりますし、さらに申し上げますと、外郭団体部門統括しております企画調整局のほうともやはりしっかり連携して、こういったところ、やはり外部——第三者から見ますと、本当にこの契約が適切なのか、透明性が保たれているのかというところをしっかりと説明できるような形で、私もしっかりそのあたり課題認識を持ちまして、企画調整局それから建築住宅局とも協議をしていきたいと考えてございます。

○委員（村野誠一） すばらしいというか、きちっとした答弁いただいたと思ってます。

これ基本的には教育委員会の関係分として出てきているけれども、今竹森さんおっしゃったように、本来建築住宅局と神戸市の全体の工事を建築住宅局が委託を本来受ける部分がこうやって特命随契でばんばん外郭団体に出してて、その理由は業務過多なんですと、それが慢性化してる。

そうすると先ほど竹森さんがおっしゃったように、そもそも毎年毎年業務過多なんだったら職員の配置も考えないといけない、予算もつけていけないといけない、そういうことですね。

しかもこれ一般の市民も見れるけど、議会には先ほど申し上げた特命随契って書いてないけれども、やっぱり目立ちますよね、これだけ。しかも外郭団体と特命随契。調べてみたら過去もずっと特命随契。今の理由は何度も言うように仕事が多いんだ、忙しいんだと。

今これだけ説明受けても建築住宅局から私説明聞いてないから、本当にどういう状態なのかと。忙しいんです、忙しいんですと、だから水道サービス公社に振ったんですと。忙しいから緑化協会に、外郭団体に振ったんですと。来年もそうなんですか、再来年もそうなんですかと。この辺

をきちっと説明聞かないと私も納得はいかないんだけど、ただそういう形で教育委員会としても確かに指摘としては違和感を抱かれる。透明性の観点からも一般市民がこれ何で特命随契ですって外郭団体なんだと。ここが今後しっかりとクリアになるように、やっぱり関係もしてますからね、まずその辺はぜひ一当事者としても来年度以降、今後話をしていただきたいなど。これはだから私も別のところで、そもそもこれはどうなってるのかということとはまた聞きたいと思ってますけど。

最後に、じゃあこれ本来やったら建築住宅局にやると、これじゃあサービス公社がここに1つかんでくることによってコストが増になることはないのかということ。お金は建築住宅局で本来やっていただいているのと今回サービス公社に特命随契しますけれども、値段は別にどちらでも一緒ですということなのか、若干増減、どういうふうな傾向にあるのかとか、どういうことになるのか、その辺はお伺いしたいと思います。

○有原教育委員会事務局部長 今回の契約金額ということで4億8,000万余りということで記載しておりますけれども、この中に水道サービス公社の事務費に相当するものは含まれてございます。

ただ、金額についてはこれから水道サービス公社のほうで工事の入札をかけようというところでございますので、事務費等の金額を明らかにすることで工事本体の金額がこういう公の場で明らかになり入札のほうに影響を与えるということも考えられますので、金額のほうはこの場での御説明は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、一定事務費というものは含まれておるということでございます。

○委員（村野誠一） 金額は明らかにすると一般競争入札に支障を来すということだけれども、だから一般的に言うとなんでもそうで、これも令和の米騒動じゃないけれども、間にやっぱり業者が複数入ると中抜き、中抜き、中抜きといって当然やけれどもそのコストがかかってくるわけですよ。教育委員会は基本的に原資が教育委員会なのか単体なのかね。だから十分お金あるから別に構わないんですわということだったらあれだけれども、私にかかる必要がないお金であれば、やっぱりコスト意識を持ってもっと子供の部分にかけてもらいたいと思えますね。

今やっぱりいろんな部分で市民も何とかなの無償化とか、何とかなの負担、保護者の負担の軽減と。そんなこんなお手盛りみたいに中抜きのためだけに業者1社挟んでね、外郭団体挟んでと。それがもうどうしても仕方がないんですということであれば、何度も言うように納得しますけれども、その辺は、そんなお金があるんだったら子供に使ってあげたらどうですかと。もっと優先すべきところあるんじゃないですか。

のり面工事は大事ですよ。当然大事ですけども——命にも関わってきますからね。その辺は当然品確の部分とお金の部分しっかりやっぱり考えていただきたいと思えますね。

これ久元市政になってもう12年たって、これはこれからのことではなくて、こういうことというのは本来もっと前からきっちり関心というか、力入れてやってきてたんじゃないかなと私は認識してたんだけど、久元市政になって12年たってまだこんな感覚なんかだと、外郭団体がこんな形で特命随契でいろんなところにちりばめられてるのかなというのは、ちょっと私も違和感がないので、その辺は当事者としても教育委員会ね、市長部局ではないですけども、今後改善できるところは改善していただきたいなということをお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○委員（三木しんじろう） ちょっと関連してお聞きしたいと思いますけれども、僕自身もちょっとこの1件だけ今回の報告事項で随意契約というのはちょっと違和感があります。

ちょっとお聞きしたいのが今回6件報告事項として契約の件で御報告ありましたけれども、この5件に関しては建築住宅局が窓口になって契約をするということですが、この1件だけが神戸市の水道サービス公社がやるという。これなぜここだけが水道公社になっているのか。

それと建築住宅局と年間の計画というのを出してると思うんですが、僕も事前にお聞きしたら、三宮の再整備とか、神戸空港とか王子公園の再整備とかも含めてもう手いっぱいということで、今回はできないということで、多分この流れで水道サービス公社のほうに行ってると思うんですが、どういうやり取りがあって計画も出しているのか。そしてこの1つの事業が1件が建築住宅局ができない。これ工期が令和9年3月31日で、まだちょっと長いんですね。だからそこも含めてちょっと御説明いただきたいと思います。

○有原教育委員会事務局部長　今回報告させていただいております6件中、上の5件についてはいわゆる建築工事になります。これは校舎の大規模改修ということで、外壁であったりとか屋上であったりとか、この辺りに防水であったり塗装であったりというところを行っていかうという工事でございますので、工事の種類としては建築工事ということになります。

一番下の平野小学校ののり面対策工事につきましては、土木工事ということになります。建築住宅局の中でも担当する部署が変わっておりまして、上の5件については建築工事ということで、建築住宅局のほうで今回引き受けていただけたもの、土木工事についてはほかの公共工事との兼ね合いということかと思っておりますけれども、今回建築住宅局としては業務量がオーバーフローしているためということで外郭団体を指示されたものということでございます。

なお工期につきましては、これから水道サービス公社のほうで工事の施工業者を決定いたしまして、恐らく年内に着工するというふうなスケジュールで考えているかと思っておりますけれども、工期としては1年を超える工期を予定しておりますので、我々の契約としましても来年度末ということで契約の期間を設定しているものでございます。

なお、のり面対策工事につきましてはいろんな手法が考えられるんですが、今回平野小学校の北側、ちょうど田んぼ、畑と接している面でございますけれども、少し民地とは一段高くなっておるところ、これがのり面でございますけれども、ここがレッドゾーンに指定されておりますので、今の樹木等が生えておりますけれども、樹木等伐採した上で、ある部分はコンクリートで被覆をしたり、ある部分は金網あるいは基礎ぐいのようなもので固定したりというふうな工法で考えておりますので、こうした工期がかかるのかなということで考えております。

以上でございます。

○委員（三木しんじろう）　僕がお聞きしてるのは工事の種類が上の5つと下の1つ、今回のものだけが違うということだったと思うんですが、年間の計画も出してる中、なぜこの忙しいからということでできないということになってしまってる現状があると思うんですが、これは建築住宅局とは調整がつかなかったということだと思っておりますけれども、これどういような話をしてここに今現在に至ってるのかということをお聞きしてるんですが。

○有原教育委員会事務局学校教育部部长　失礼いたしました。

工事の施工の前段階といたしましては、計画を行いあるいは設計を行いということで、1年、2年前から予定をし、その段階から建築住宅局とは協議をしているものでございます。

予算化に当たりまして、毎年年度当初に最終的には文書で取り交わしを行っておるんですが、この工事については建築住宅局のほうがいわば直営で受ける、この部分については建築住宅局としては直営で受けられないので外郭団体を活用してほしいということで、工事の件名ごとに

建築住宅局のほうから指示がありまして、それに基づいて我々としては契約先を決めておるとい
うようなところでございます。

ですので、計画的に毎年協議を行いながら契約先を考えているという流れでございます。

○委員（三木しんじろう） この契約金額の4億8,300万ぐらいですね、この金額というのは誰が
概算して出したものなのでしょうか。

○有原教育委員会事務局部長 見積りにつきましては、営繕見積りということで建築住宅局等が行
う——行政職員が行う見積りに基づいて予算を立てております。

今回の件につきましても、建築住宅局のほうに営繕の見積りという作業をお願いして4億8,00
0万ほどの金額必要だろうということで見積りをいただき、予算化したという流れでございます。

○委員（三木しんじろう） この見積金額が4億8,000万ぐらいのものは建築住宅局が出している
という御説明だったと思うんですけれども、ここまですれば建築住宅局もまだできるような気も
しますし、これある意味教育委員会の内部としては、ここまでの見積りを出すことはできないの
かどうか僕ちょっと分からないんですけれども、当然教育委員会のほうも携わってつくられてる
と思うんですけれども、ここまでやって要は外郭団体に振るといようなのがさらにちょっと違
和感あるんですけれども、その辺どういう流れで、建築住宅局が金額を決めて外郭団体と契約す
るというのはちょっと違和感あるんですが、その流れで今までもやっておられたということによ
ろしいですか。

○有原教育委員会事務局部長 予算化に至るまでの流れといたしましては、先ほど御説明しまし
たように、計画それから設計、それから工事という流れを経る中で具体的な工事の施工金額とい
うのは決まってまいりますので、先ほど申し上げたように営繕見積りに基づいて金額を設定して
いるというところでございます。

ここまで作業をしているというところでございますけれども、この後、実際の業務といたしま
しては、工事の発注から工事の施工業者を決めて、その後、施工業者を監督しながら工事を仕上
げていくという流れになりますので、その部分については、やっぱり一定の人的なリソースが
必要になってくるということかと思いますので、建築住宅局の判断といたしましては、この先
については受けられる、受けられないというふうな判断をされたのかなというふうには思ってお
ります。

○委員（三木しんじろう） 先ほど公共工事の品質確保の促進に関する法律というお話も出たと思
うんですけれども、この中に発注者というのは今回は神戸市水道サービス公社になると思うん
ですけれども——合ってますよね。発注者の責務として、いろいろ書かれているんですけれども、
発注関係事務として仕様書とか設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択と契約相
手方の決定と工事の監督、工事中・完成後の確認・評価等適切に実施というふうに書かれてい
るんですけれども、これ予定価格の作成に関しては、建築住宅局が作成しているということは、こ
れに当てはまらなくなってしまうのではないのでしょうか。この辺の見解をお聞きしたいと思いま
す。

○有原教育委員会事務局部長 営繕見積りの金額で予算額を決めておるということでござい
ます。

先ほど計画があり、それから設計段階があり、それから工事の段階があるという御説明をさせ
ていただきました。

すみません。ちょっと確認を十分取るべきかというふうに思いますけれども、水道サービス公
社がどの段階から関わっておったかということにつきましては、すみません、ちょっと今資料を

持ち合わせていませんので、後ほど確認をしてお答えさせていただきたいというふうに思っています。設計から関わっているということも十分考えられますので、ちょっと改めて正確にお答えさせていただきたいと思います。

- 委員（三木しんじろう） 中途半端に建築住宅局が関わったり、それを経て水道公社のほうと契約してるということだったら、これはなかなか僕もそういうことをする必要はないのじゃないかなと思っております。

それで先ほど竹森事務局長言われてましたけど、やはり透明性とか公平性の確保というのは求められるというふうに思うんですけども、例えばこれ外郭団体と契約したら契約内容とか見積りの内容も含めて、文章の透明化というのは行われるんでしょうか。

- 有原教育委員会事務局部長 教育委員会といたしまして最終的にどういう意思決定をしておるかということでございますけれども、これは他部局も同じでございますけれども、各局で委託審査会というのを設けておりまして、委託審査会の中でこの契約について、特命随意契約が適当かどうかということを審議を行って、それで審査会の決定事項として書面も整えて契約の手続を進めるということにしております。ですので、御質問いただきました手続については、そこは遺漏なきように行っているということかと思えます。

- 委員（三木しんじろう） 契約締結してるんですよね。そうですね。だからそれをもう経て問題ないということなのか、ちょっとその辺が分からないです。

金額、建築住宅局が見積りして、それを基に水道公社と契約をして、審査会でも審査を経て契約を締結するという流れということで間違いないですか。

- 有原教育委員会事務局部長 まず見積価格があり、それに基づいて我々は予算化を行い、実際の契約に際しましては申しました委託審査会というのを経まして、その後に決裁、これは専決区分に基づいて決裁を行い、その後契約については水道サービス公社との契約というそういう流れでございます。

- 委員（三木しんじろう） これ実際教育施設というのは数多くあると思うんですけども、今後改修とか、こういう対応というのは、かなり老朽化しているものも多くなってくると思うんですけども、同じように建築住宅局がもう手いっぱいということになれば、外郭団体に振ると、外郭団体もいっぱいになってきたら、これどうしようかという話になる。

このあたり教育委員会としては、もちろん建物に関してチェック機能とか、その点についてはしていただけると思うんですけども、教育委員会がもう少し関わって、直接何か新たな手法で発注業務とかこの改修業務を進めることというのは——他都市の事例はちょっと分からないんですけども、何かお考えあればお聞かせいただきたいと思います。

- 竹森教育委員会事務局部長 この件ですけども、委員が疑問視されるというのは本当にごもつとかなと思います。

先ほどの村野委員のお話もありましたけども、やはりこれで本当に契約業務として透明化が保たれているのかということについては、私どももこれ本当にしっかり課題認識しなければならいと思っています。

教育委員会事務局として完結するといいますか、発注から教育委員会がやればいいのかという御提案かと思えますけども、恐らく土木職員ですとか技術系職員の配置のことを考えますと、教育委員会単独でやるのは少し限界があるかなと思ってございます。

ただ、そういったことで今まで建築住宅局に依頼してやってきたわけですけども、そこでも業

務がオーバーフローして外郭団体を使わざるを得なくなっているということですが、先ほども申し上げましたようにこの外郭団体の見直しが言われている中で、本当にこのやり方がいいのかということ、これにつきましては教育委員会としてもしっかり課題認識しまして、企画調整局、それから建築住宅局としっかり協議をして改善してまいりたいと考えてございます。

○委員（三木しんじろう）　ありがとうございます。

過去に例えば学校のトイレの改修でも、鏡が普通の家の鏡だったら長方形とか正方形とかあると思うんですけども、学校によって角度がついてて滑らかになってるような鏡とかあるんですよね。これやっぱり高いんですよね。やっぱり特注で作りますから。

これ僕必要なんですかという話したんですけども、今までそうやってきたからやってますということがあったり、例えば蛇口に関しても、例えばトイレの下のほうにバケツを入れる蛇口があるんですけども、それも既製品じゃなくて、何か特注品を使ってることがあったんですよ。

これ僕既製品でもいいかと思うんですけども、何でこんなことしてるのかって聞いたら、過去にこうしてるんで、仕様書にこう書かれてるんでこうしてますという御説明だったんですよ。

ですので、僕は子供たちにとって最低限必要なことというのはやっぱり整備してないと駄目だと思うんですけども、これ本当に必要なのか、例えば特注の蛇口が必要なのかということになったら、しかもバケツに水を入れるためにですね。多分長さがちょっと長いのが出てるのかそんな感じだったと思うんですけども。

ですので、やはり教育現場をよく御存じの教育委員会としても、本当に建築住宅局のやることが必要なのかどうかというのもやはりチェックはしていただく必要がありますし、先ほど村野委員も言われてましたけれども、経費をできるだけ節減して必要のないものを子供たちの教育とか学びのほうに使っていただくということは大変大事だと思いますので、ぜひ今、竹森さん言われたように、チェック機能というのも働かせてさらなる関わりというのも持っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（村野誠一）　ごめんなさい。ちょっと聞き忘れたというか、今の三木委員のやり取りも聞いてて、先ほど私お聞きしたけれども、今の段階では水道サービス公社に幾らの事務手数料というかね、これは公表できないということだけれども、いつの段階になったら明らかにする——結果的に随意契約して建築住宅局ではなくてサービス公社になったと。サービス公社が取った取り分、皆さんがサービス公社に支払った分は幾らですと、この約4億8,000万円の中から幾らですというのはいつの段階で明らかになるのかということと、ちょっとずれるけれど、以前も私本会議で情報公開のことでなぜ出せないのか、議会への承認、指定管理だけ終わった後に出せますと。それは情報公開審査会がそういうふうに答申した。市長は私もおかしいなと思ったけれども、情報公開審査会がそういうふうに答申したから一旦は受け入れました。

おかしいなと思った。このおかしいなと思うのがすごく大事な感覚で、最終的に市長は見直して——今の時代に幾ら情報公開審査会が一旦そういう答申を出したけれども、しかしそれが今の時代に合ってるのか。

先ほど委託審査会で違法性であるとか、違法ではないかも分からないけれども、じゃあ本当にこのやり方——先ほど三木さんもおっしゃってたけれども、建築住宅局が積算をして随契で公社と教育委員会が漫然とというか、言われた言い値で契約をする。その分、そもそものり面工事のプロではないサービス公社にお金を支払う。その金額はまだ今は明らかにならない。ちょっとや

はり違和感しかない。

そういう意味で、ごめんなさい、その金額はいつの段階で明らかにしていただけるのか、お願いします。

○有原教育委員会事務局部長 この場で公開の場で答えるのは控えさせていただきたいというのが私どもの判断でございます。

この後、水道サービス公社のほうで施工業者を入札等で決定いたします。スケジュールちょっとまだ確認できておりませんが、それが終わりましたらもちろんそこは情報提供させていただける内容かというふうに思っておりますので、入札後にということでお答えさせていただきます。

○委員（村野誠一） じゃあ今回こういう形でこの議案というか、報告が上がってきて、それだけ少なくとも私、三木さんもそうだけれども、ちょっと違和感を持ってるので、個別でもいいですし、きちっと出せる段階になったら速やかにその金額を議会のほうに——要らないという議員は知りませんが出していただきたい。私は関心がありますから出していただきたいと思いますし、先ほどこれ承認するかどうかすごく重要なんですけども、三木委員も言ってたけど品確法に照らして問題ないんですかと、先ほどの建築住宅局が積算をして、それを公社がというような。一応委託審査会を通ってますからというような答弁だったけれども、その辺は大丈夫なんですかね。

だからそこにちょっと疑義が生じてくると承認なんかできないわけなんだけれども、そこちょっともう1遍しっかり調べてから後ほどみたいなことをおっしゃってたけど、分からない段階で承認できないのですね。そこは調べたけれども、問題ありませんということであれば、承認するかしないかそれぞれの判断だけれども、そこはどうですか。

○竹森教育委員会事務局長 この工事請負契約の締結の事務でございますけれども、私ども何も教育委員会だけ特別な手続を行っているわけではございませんでして、決められたルールにのっとって先ほど説明させていただいたように局内では委託審査会をかけまして、しっかり議案書を整えて書面も残した上で手続を行ってございますので、その点については手続としてはしっかりさせていただいていると認識してございます。

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（徳山敏子） 次に、事業概要の説明も含めて教育委員会の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（さとうまちこ） 今日は時間がないので簡単をお願いしたいと思います。

英検 I B A についてということですが、実施されるということで、テスト自体が悪いということとは全くないんですけれども、テストが増えるとやはり気が重くなるという生徒が増えるのではないかと思います。

この I B A を実施した後どうやって生かしていくのか、また何か特別お考えがあるのか、またこの結果を受けて個別に生かすことができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○田中教育委員会事務局部長 初等教育担当しております田中でございます。

英検 I B A の実施、今年度考えております。

先ほど委員のほうから御指摘ありましたように、これをどのように生かしていくかということかと思いますが、本市で神戸市学力・学習状況調査、それから英語の4技能型の試験を現在実施はしておるんですけれども、今年度英検 I B A を実施するに当たって全中学生に2学期にこれを

実施する予定にしております。聞く・読むの2技能に絞りましたはかっていくということなんですけれども、この英検 I B A 自体は英語検定のプレテストとして位置づけられておりまして、資格取得はできないんですけれども、英語検定の級レベルが示されることで生徒の現在の英語力と伸びを把握できるものと考えております。

これを実施することによりまして、生徒自身が自分の現在の英語力や伸びを把握でき、英語検定等の試験への受験意欲ですとか、ふだんの自身の英語学習の意欲につながるものだと判断いたしまして実施を考えております。

英語科教員においても、こういった生徒の英語学習の到達度を客観的な指標で把握し、ふだんの授業における指導と評価の改善に生かすことができるのではないかと考えております。

全校で実施しますので、本市の英語教育の推進においても、その英語力を客観的に把握するという点で検証していけるものと考えております。

この実施したことによってどういう授業改善に結びつけていくかということなんですけれども、本市及び学校の到達度や課題が把握できるということによって、その学校でどのような授業内容が適切であるかということを検証していくことができるのと、生徒1人1人が自身の英語力を客観的に把握できるということで、生徒自身が目標を設定して見通しを持って自分に合った学習方法を選択し、学び進めていくことができるというような、そこに授業改善のポイントを置いておりますので、そういう意味では生徒1人1人には荷が重いなというようなことはもちろんあるかもしれないんですけれども、やはり英語力を実際につけていくということで自分の実力を知り、それに合って自分に目標を立てというような学習を大切にしていきたいと考えております。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。

今後授業改善をされていくということですので、一斉にされるテストで出た結果というのはかなりむらがあると思うんですが、それを個別最適にやって自分の弱みですとかそういったことを克服していけるような授業になるのであれば、これも効果があるのかなというふうに思いますので、そのあたりよろしく願いいたします。

学力や進学ของ悩みで自死する生徒がいる中で、その悩みがさらに深くならないようにテストなどの際は先ほどもおっしゃっていただいたんですけれども、決して人と比べるということではなくて自分の成長を確認するということをそういった意義をしっかりと生徒にお伝えいただきたいと思います。

不登校児童・生徒の実態調査についてもちょっとお伺いしたいと思います。

これ今後いろんな施策のベースになるとも考えられるのですが、内容については詳細にかつ慎重に実行していただきたいというふうに考えています。

今後どのような調査内容でどのように生かそうと考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○都築教育委員会事務局学びの推進課長 不登校児童・生徒に対します実態調査の件でございますが、今回対象にしたいと考えておりますのは小学校1年生から中学校3年生——不登校の児童・生徒、それからその保護者を対象としようとは考えてるんですが、なかなかセンシティブな内容も含まれてくる可能性も考えますと、まず児童・生徒の本人に対しましては小学校の4年生以上が1つの線引きかなというふうに現在のところは考えてございます。

それから、保護者のほうには、その対象となる児童・生徒の保護者に回答いただこうというふうに考えています。

一方で、児童・生徒それから保護者のみならず、フリースクールなんかを運営されております民間団体なんかにもお声を聞いてみたいなというふうに考えてございまして、これまでに市内の児童・生徒の出席認定を行った施設、それから市が実施してますフリースクールとの情報交換会、こちらのほうに参加実績のございます施設、こちらのほう対象にしたいなというふうに候補として挙げております。

児童・生徒それから保護者に対しましてはちょっと具体的な内容はまだ検討中なんですけど、学校へ行きづらいときの相談の相手、それから相談機関がどこですかとか、それからその間の過ごし方、そのときのお気持ち、それから学習の仕方、そのときのオンラインの活用とか、一方で神戸市のほうで現在不登校児童・生徒施策としてやっております校内サポートルーム、それからくすのき教室への通所の状況、それからそれらに対する評価なんかも聞いてみたいなというふうに思ってます。

フリースクール等の民間団体向けとしましては、施設の概要それから活動内容、それから子供さんが来られているうちの学習の時間帯とか、それから若干費用面なんかも併せて聞いてみたいというふうに考えてございます。

いずれにしてもアンケートの内容については現在内容を精査をしておるところですので、追ってお知らせをさせていただければなと思ってます。

いずれにしても、アンケートの出てきました結果につきましては、現在神戸市が行ってます施策、それとマッチしてるのかどうか、どの部分が不足しているのか、どのあたりが求められているのか、この辺をしっかりとつかんだ上で今後の事業展開に生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。

不登校になった理由に学校や教員が理由で不登校になったということもありました。生徒や保護者が何でも伝えやすいように、せっきくの機会ですから、希望があれば無記名にするなどしたほうがいいのかと思いますけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 やはり名前を書きいただくことで、こちらが個別の状況を把握できるというメリットもあれば、なかなかお答えをしていただきにくいということもあると思いますので、その辺は十分考慮させていただきたいというふうに考えてございます。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。

せっきくの機会なので、この理由をしっかりと把握して調査内容をしっかりと生かせるようにお願いしたいと思います。

あと1つなんですけれども、メンタルヘルス対策です。

教職員のメンタルヘルス対策なんですけど、これもまた事後のことかなというふうに思います。これなぜメンタルをやられるのかという根本的な解決がなされなければ、離職は止められないのではないかと思います。

その学校によって雰囲気というのがいろいろあると思うんですけども、やっぱり対話ができる和やかな何でも意見を言える職員室になるということが大事で、互恵的な関係を築くためにも校長の裁量が非常に求められるというふうに思います。あまりにも離職が気になるような場合などは校長への指導も必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 教職員のメンタルヘルス対策でございます。

本当に様々な理由からメンタルヘルスが落ちるパターンがありますけれども、おっしゃるとお

り、業務過多であるのか、それから保護者様とか児童・生徒への対応の場合、それから学校内での人間関係、こういったところが要素として挙がっているというのは我々もいろいろ調べる中で——アンケート取るとかの中で挙がっている事項でございます。

1つ1つは個別の対応のところもあるんですけども、おっしゃるとおり学校の中で風通しのよい職場づくりというのは非常に大切なものでございまして、そういった中で今働き方改革も時間——要は在校時間を減らすだけでなく、量だけでなく質の確保といいますか、そういったところも取り組まなければいけないということで今鋭意様々な取組を進めているところでございます。

御指摘も踏まえまして今の学校の状況も把握しながら、管理職の指導もありますし、管理職の意識改革、それからもちろん教職員、それぞれの意識改革にも努めながら、一方メンタルヘルス対策——教職員給与課の中に専門のラインを今年度から設けました。そういった意味で、産業医も増強しておりますし、産業医であるとか、それから保健師も充実させていただきましたので、このあたりしっかりと体制を組みながら取り組んでまいりたいと思います。

○委員（さとうまちこ） どんなに仕事が多かったりつらかったりしたにしても、職場の雰囲気や相談できたりとか、愚痴言い合えたり意見が言えるようなところだと、そうはなかなかないと思うんですね。そのあたりしっかりと環境づくりのほうお願いいたします。

すみません。もう1つありまして、わいせつ事案についてです。

昨今本当に多くて目に余る事件が続いております。私はいろいろ今までもお伝えしてきて、過去に2度ほどこのことについても質疑をしているんですけども、そもそもなんですが、教員の方々が基本もちろん一握りの方でね、ほとんどの教員の方々は一生懸命やっていたことは分かっておりますが、こういった方に関しては基本的人権の尊重の意味というのを全く理解していないのではないかなというふうに考えます。これを子供たちに対して一斉に言うことを聞かせる対象だとか、物のように思っている教員も一定いるのではないかなというふうに事件を見てたら感じます。

前々から法学授業の重要性をお伝えしておりますが、これはそれを実行することによって、教員の方々にも改めて知らしめることにもなると思います。今中学3年生だけには実施しているとお聞きしているんですが、今後どういうふう to 実施に向けて取り組んでいただけるのか、お聞きいたします。

○西川教育委員会事務部長 中等教育の西川です。よろしくお願いします。

委員おっしゃるように弁護士による出前授業でありますとか、法務専門官による短編動画の作成、それを使った授業でありますとか、いじめ未然防止学習などを行うなど、発達段階に応じた法的観点を含めた指導をこれからも継続して行っていく予定です。

特にキャリア人材バンクを活用した弁護士会の授業、令和6年度で6回来ていただきました。それから、法務専門官による3年生の社会科の公民の動画ですけども、活用を周知しまして、ちょうど今この後の時期ですね——7月の末段階ぐらいのちょうど授業で活用するということで、またどれぐらいを使ったのかというのをお知らせさせていただけたらなとは思っております。

今年度ですけども、特に神戸市いじめ未然防止学習という形で新たに推進するに当たりまして、昨年度、指導案も重ねて9年間分作成しております。オリジナルの学習指導案を使いまして、神戸市いじめ防止等のための基本的な方針にのっとって、いじめを許さない意識の醸成でありますとか、思いやりの心を育む教育でありますとか、温かい集団づくりでありますとか、委員おっしゃるとおり規範意識の醸成の4つの観点を踏まえた内容となっております。

加えて中学校におきましては、暴力や恐喝、SNS等による誹謗中傷などが刑法に抵触するおそれがあることでありますとか、法の存在や法を遵守することの大切さなどを法的アプローチからも学習するようにプログラムしておるところでございます。

○委員（さとうまちこ） ありがとうございます。

また暴力事案というのが小学校2年生から発生してるということもありますので、どんどん分かりやすく、それでいてしっかりと心に残っていくような授業ですとか、そういった取組を早急に進めさせていただきたいというふうに思います。

1つこれは、この間、新聞で星陵台中の3人がトライやるで雑貨店を起業して経営に挑戦というものがありました。これは本当にキャリア教育にもなりますし、非常に充実した実のあるトライやるとなると思います。これぜひ全市共有して広げていっていただきたいし、ほかの中学校でも実施できるように取り組んでいただきたいと思いますと思うんですがいかがでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 ありがとうございます。

星陵台中学校のトライやるの件はもうもちろん聞いております。またそういう各学校でいろんな形でしっかりと活動している——光る活動をしているその生徒たちをやっぱりほかへいろんな手段を使って紹介させていただいて、恐らく学校もホームページにも上げてるかもしれませんけれども、そんな形でいろんなこちらからも精いっぱい発信して伝えていけたらなと思っておりますので、これからもいいトライやるできますようにまた教育委員会としても頑張ってまいりたいと思います。

○委員（さとうまちこ） よろしくお願ひいたします。

○委員（西 ただす） では少しだけK O B E ◆ K A T S Uについてお聞きしたいんですけども、記者資料提供というのが6月13日にもあって、それもちっと関わりながらお聞きしたいんですけども、何回もいろいろ質問してきたんですけど、やっぱりホームページ上で確認したところというと、K O B E ◆ K A T S Uの状況を見ると、現在の部活動、部員数が多い種目と比較して神戸市自身も全市的に不足している種目・活動というのと、エリアごとに特に不足している種目・活動というのに分けていらっしゃいます。

1次募集後も独自に働きかけをしてるというふうに思うんですけども、ちょっとばくつと解決のめどというか、差がかなりあるから、それについてはどうなってますか、いかがですか。

○下條教育委員会事務局部長 6月13日に資料提供させていただきました、1次募集で526団体の登録ございましたけれども、やはりその種目であるとか、エリアによっては種目偏りですとか、エリアの偏りというのは実際あるような状況になってございます。

2次募集今始まっておりますけれども、2次募集が始まるまでも各地域の総合型地域スポーツクラブの団体さんのところでお話をさせていただいて、個別に団体の立ち上げの御相談をさせていただいているような状況でございます。また、文化芸術の関係につきましても関係者を集めていただきまして、そこで説明会をして、どういうふうに登録をしていくのかみたいな具体的なお話もさせていただいております。

こういった形で、小学校区・中学校区単位での細かな説明ですとか、種目・競技団体単位の細かな説明、こういったこともしておりますし、そういった競技団体の大きな会合でのお話などもさせていただいてるということで細かに対応しているような状況でございます。

今のめどといたしましては、地域にお話をする中では、やっぱり何とか立ち上げたいなというようなお声もいただいておりますので、こういったところをしっかりとフォローしながら団体が

立ち上げていただくようなことをしていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（西 ただす） それではもうちょっと具体的に聞くんですけども、出てきたやつでいうと第1次募集後の学校ごとの申請状況ということで、学校施設利用状況というのと部活動種目登録状況一覧というのが出てまして、やっぱり種目によって差がすごいなというのがこれも見ても明らかなんですけど、バスケットボールとかね、比較的多くの学校でできてるんですけども、ちょっと今日は美術に関わって中心に聞こうかなと思ってんですけど、ちょっと最初に確認なんですけど、以前、美術部というのは74校かな、やってるというふうに思ってたんですけど、今こればっくと見たら66校現在やってるというふうになってるんですよ。これ前からでしたかね、ちょっと先に確認したいんですけど。

○下條教育委員会事務局部長 すみません。ちょっと数がその77校、今66校でうちは認識をしてございますけれども、今回この表を公表させていただくに当たって各学校・園のほうに再度チェックをしていただいた上で今出してるのが、これが最新の数字というふうに認識してございます。

○委員（西 ただす） ということは、前74校あったやつが減ってしまったということもあり得るんですか、いかがですか。

○下條教育委員会事務局部長 どういった状況でその数が減っているのかはあれですけど、その美術とか芸術の分野でカウントしていたのか、その他の分野でカウントするのかというところはあるかもしれませんが、各学校の事情によって今の部活動で美術・芸術の分野でカウントするところといったことになるというふうな状況でございます。

○委員（西 ただす） ちょっと心配してるのは、だからK O B E ◆ K A T S U がスタートする前に、ちょっともう状況から言うと部活——変な言い方——じまいみたいなのが進んでいってしまって、やっぱりそれによって、それこそ2026年の9月からと言ってますけど、それまでも受けられていたような種目がなくなったりとか、文化の活動がなくなったりということはないのかなという心配でお聞きをしました。ちょっとそこはもう少し見ないといけないと思うんです。

その上で今回見ますと、K O B E ◆ K A T S U で今学校で考えているところが東灘区の本山中学校と垂水区の舞子中学校と西区の伊吹台中学校の3校しかないように思えるんですけど、現状ではそれでいいですね、確認。

○下條教育委員会事務局部長 すみません。1次の募集で美術・芸術で出ているところはどこかという御質問かと思しますので、それでいきますと本山中学校と舞子中学校と伊吹台中学校で、学校の中で実施する中学校施設を使って実施するものとしては、こういったものがございます。

ただ、学校施設を使わずにやられる美術・芸術の活動もございますので、そういったものを入れれますと、美術——絵画とか芸術とかをどの範囲まで入れるかというのはありますけど、例えば手芸とかクラフトとか入れていくと、もう少し数が増えてくるかと思ってございます。

○委員（西 ただす） 手芸とかクラフトはまた別の話かなと思うんですよ。だから66校にしても、実際に現在学校として団体として——団体としては5団体が手を挙げてるというふうだったと思うんですけど、そこもちょっと答えてもらえたらと思うんですけど、やっぱり3校しかないということになってくる。

ちょっとこれも簡単にお伺いしたいのは、1つは美術部は今生徒はどれぐらい週で参加してるのかなということを聞きたいんです。

今回これ見させていただいたら3校しかないけども、本山中学校で週1回、舞子中学校で2回、

伊吹台中学校で1回なんですよ。これでは絶対回らないなというふうに思うんです。このまま行くことはないと思いますけど、ちょっと仮定で言うと、例えば東灘から舞子とかになりますと、灘とか中央区とか兵庫とか長田区とかの生徒、移動大変ですし、北区はないわけで、居場所がなくなるということが心配なんです。

こういったことの心配を私はしてるんですけど、ちょっと今言った点についてはどう思っているでしょうか。

○**田尾教育次長** まず美術部の活動の状況でございますけれども、毎日美術部が活動している学校ももちろんあると思いますし、週に2回とか週に3回とかいうような活動の日を曜日を限定してやっている部活動もあるというふうに認識をしております。

また、学校で行われる美術的な活動が3校しかないということに関しましては、私どももこのままでいいとは思っておりません。2次募集、それ以降ももちろん活動を御指導いただける方というのを探し調整をしていくんですけれども、それに合わせて今ちょっと学校のほうと相談をしつつあるのは、中学生の子供たちのどうしてもやりたい部活動、K O B E ◆ K A T S U の活動がないときに、放課後の過ごし方をどのように充実させていくのかということにつきましては、K O B E ◆ K A T S U の団体の募集も併せて並行して現在中学校と協議を重ねているところでございます。

ですので、居場所がなくなるということをできるだけ避けたいというふうに私どもも考えて努力をしているところでございます。

○**委員（西 ただす）** やっぱりね、その答弁が気になるわけです。どうしてもやりたくないというのが、逆に言えば今までだったらあったものがなくなって、やりたいものがなくなったということに、もう今の段階でその可能性が出てくるのを前提にした答弁じゃないかなということを心配してます。

もうちょっと具体的に聞くと、今私言いましたけど、K O B E ◆ K A T S U の概要の動画というのを見てても、現在の中学部活動の状況においてというところがあるんです。

今現在どうなってるかというのと、1、部活動の選択肢が少ない、選べない、学校ごとに種目や部活動数にばらつきがある。ということは、当然それを克服していくべきだと思うんですけど、このまま行ったら克服ではなくて促進になってしまうんじゃないかという心配がある。

そういうことはないのかということをお答えいただきたいのと、もう1つ、前回近隣校を想定して行ってもらえるようにというふうに考えてるんですけど、今の状況というのはどう考えてもこれ近隣校とは言えないというふうに思うんですよ。その考え方は多分変わらないと思うんですけど、近隣校っていうたらどれぐらいの基準で——3校に1校とかあるいは区の中で何校とか、そういうふうなぐらいは示していただかないと非常に不安なんですけど、それについてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** 1つ目の選択肢が減ってしまうのではないかという観点については、もうこれはスポーツもそうですし、文化芸術の分野もそうですけれども、できるだけ多くの選択肢が出るように、このあたりはそれぞれの関係団体であるとか地域団体、保護者の皆様にも働きかけをさせていただいて、積極的な御参画をお願いして、まさにこれは今取り組んでいる状況でございます。

もう1つの近隣校がどういう設定なのかということについては、それぞれの学校の設置の場所によって変わってくるかなと思ってございます。市街地とそうじゃないところの近隣校への距離

感というのはそれぞれ違ってくると思いますので、そのあたりは選択する子供たち、また保護者と一緒に相談をしていただきながら決めていくのかなと思ってございますけれども、やはりその近隣校がなかなか遠い——そういったエリアについては、繰り返しになりますけれども、できるだけその学校で活動できるものを確保していくと、いろいろ地域にも働きかけて立ち上げていただくと、そういったことに取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○委員（西 ただす） だからやっぱりできなくなるところが出てくるんじゃないかなと、今までの——という不安がある答弁だったと思うんですね。それじゃやっぱり駄目ではないかということをお伝えしたいのと、例えば隣接する区ごとやったら行ったりというのはあるのかもしれないんですけど、ちょっとここだけ確認したいんですけども——これお答えできるのかな、区2つまたいでまで向こうに行くとか、そんなことまであり得るというふうに考えていらっしゃるんですか、そこはいかがですか。

○下條教育委員会事務局部長 ニーズの高い今部活動があって生徒数が多い、部員数が多いものについては、近隣校またはその自校でできるように、できるだけコベカツクラブの立ち上げのお願いをしているような状況です。

先ほど区を2つまたいでとか3つまたいでみたいなことについては、生徒が例えば近くにはないけれどもゴルフに参加したい、そういったことがある場合は、区を大きくまたいで参加するといったことは選択肢の1つとしてはあると考えてございます。

○委員（西 ただす） これもK O B E ◆ K A T S Uの動画というか、ホームページに書いてましたけども、児童のニーズを取ってるんですね。1位が料理、2位が美術・絵画、3位が吹奏楽部です。ちょっと吹奏楽部もちょっと聞きたいんですけど、ちょっと今日はもうやめときますけど、例えばニーズが2位の美術というところはニーズが高いんですよ。だったら近くに置くということだけでいけるように考えてるということでもいいですね。

○下條教育委員会事務局部長 美術も含めて、そういったところニーズの高いものについては自校または近隣校でできるだけそういった活動を確保していきたいと思います。それは今取り組んでいるところでございます。

先ほどちょっと次長からの答弁もございましたけれども、例えば文化的な活動などについては、学校の放課後の過ごし方の1つとして、各学校でどういったことができるかというような検討を今進めているところでございます。

○委員（西 ただす） もう質問としては最後になるんですけど、逆に言えば2026年9月でしたよね、スタートからのときの段階でそれが準備できていないのであれば、やっぱりK O B E ◆ K A T S U移行というのはちょっと無理ではないかなと思うんです。

K O B E ◆ K A T S Uをしていくこと全体を私は否定してるのではないんですけど、あまりにもそれ受皿がこれが増えるという前提だと思いますよ。しかし、あまりにも今の状況を見てると不安です。今言ったようにニーズが高いというふうに教育委員会としても認識をしているのであれば、そのニーズに対応した状況を——もし例えばK O B E ◆ K A T S U入ったとしても、じゃあそれを確保できて、ニーズが高いところは近隣校でできるという状況を確保してスタートするというふうに考えていらっしゃるんですね、いかがですか。

○下條教育委員会事務局部長 今まさに2次募集中で、そういった形でニーズの高い種目・活動については積極的に登録をいただくように働きかけをしているところでございます。

これも2次で募集が終わるわけではなくて、この後も事細かに各中学校区ごとにいろいろと働きかけをしていきたいと思ってございますので、そういった中で子供たちのニーズの高いものをできるだけ確保していくようにしっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

- 委員（西 ただす） もうまとめますけども、それこそ教育委員会自身もK O B E ◆ K A T S Uの在り方というK O B E ◆ K A T S Uにつながった今の中学校の部活状況というのが問題であるというふうに考えて、K O B E ◆ K A T S Uによって生徒たちの可能性を維持する、発展させるというふうに考えていらっしゃるというふうに思うんですけど、やっぱり今の状況では非常に負担があります。

動画を見てましても、参加活動を選択するに当たって、活動場所への移動手段や参加費を御家族において総合的に御判断くださいとされてます。現状生活保護を利用している家庭に関しての支援というのも国はまだ方針が出されていないという非常に危うい状況でもありますし、そういう経済的には困難だとはされないところであったとしても、それにしても受皿が弱過ぎると。こんな中で、家庭への自己責任、お金の問題とか、場合によっては保護者の送り迎えをやっぱり押しつけてはいけない、そういうような形でスタートしてはいけないということを指摘しておきたいと思います。

以上です。

- 委員（三木しんじろう） ちょっと今K O B E ◆ K A T S Uの話が出たのでちょっと聞きたいんですけども、この学校の施設利用状況というのがあると思うんですけども、見たらまだ2次募集も今からやるので、これが結論ではないと思うんですけども、これ学校によっては週に例えば2回とかあるところもあれば、例えば月曜日と金曜日と離れてるところもあれば、毎日できるところもあればというところだと思うんですけども、今募集が今後増えたら、この内容も更新されるということでもいいんですかね。

要するに変わる——要するに今週に3回になってるけれども、ここの中学校の体育館を使いたいところがまた出てきたら週に1になるかもしれないし、また日にちが月曜日と金曜日になるかもしれない——連続しているものも変わるということでもいいんですかね。

- 下條教育委員会事務局部長 今1次募集の段階で各学校のほうに競技種目・活動については、こういった形で当てはめさせていただいております。これは基本的には1次募集登録団体が優先的につけておりますけれども、2次募集でここの間が埋まってくる、その中で、ひょっとしたら1次募集の団体がもう少し時間を変えたいと、そういった微調整みたいなことが出てくると思いますけれども、大幅にこの1次募集の活動団体が回数が大幅に増えたり減ったりということはないものと今想定をしております。

- 委員（三木しんじろう） これ学校によっては結構すいてるところもあれば、そうでないところもあると思うんですが、今の多分お答えだったら空いてるところを埋めていくという考えもあると思うんですけども、逆に言ったらいっぱいのところなんかは、中学校の体育館以外にも、例えば小学校の体育館とか、こういうものを使うというお考えというのはあるのかなとお聞きしたいんですよ。というのはね、うちの子供が小学生のときなんかは、体育館を週末開放で使ったときに、例えばその小学校の卒業生と一緒に参加したり——例えば卓球とかもそうですし、サッカーとかもそうだったと思うんですけども、その小学校の施設の利用というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 小学校については先ほど御発言ありましたけれども、学校開放で使っておりますので、今KOBEDiamondKATSUで我々調整させていただいたのはあくまで中学校施設になってございますけれども、コベカツクラブ登録をいただいている団体の中にも、そういった学校開放の中で小学生と一緒にとかそういった形で御応募いただいているところもございますので、各団体がその開放の中で調整ができれば、もちろん小学校も対象になってくるものだと考えてございます。

○委員（三木しんじろう） ということは、今学校施設の一覧には載っていないけれど、小学校は、これはまた要は柔軟性を持って広げていくというお考えでよろしいですね。

○下條教育委員会事務局部長 学校開放の仕組みの中で、各団体が曜日・時間を確保できれば、そこはそこでコベカツクラブとして活動していただくのは可能ですということでございます。

○委員（三木しんじろう） ありがとうございます。

今資料提供6月13日ですか、していただいて、これいろんな資料見ましたけども——要はどれぐらいの学校にどういうのができるかというのを——これはKOBEDiamondKATSUのホームページも公開されてるんですか。これどういうふうに今後公開していくのか、お聞きしたいと思います。

○下條教育委員会事務局部長 学校ごとにどういったKOBEDiamondKATSUが今登録されているかという状況については、KOBEDiamondKATSUの専用ホームページでも公開をしておりますし、先ほど御質問のあった今学校にある部活動のうち、どれほどがKOBEDiamondKATSUが今登録されているかといったこともホームページで公開しております。

○委員（三木しんじろう） これ僕KOBEDiamondKATSUのホームページ見て探したんですけど、なかなか見つからなかったんですよ。資料提供いただいたリンクで見たんですけども結局は。

これKOBEDiamondKATSUのホームページに関しては、どれぐらいアクセスがあるのかログ取られてると思うんですけども、ページごとに例えば滞在時間がどれぐらいとか、どこから見てるということも含めて見られてると思うんですけども、この状況というのはどういうふうになってるか、教えてください。

○下條教育委員会事務局部長 ちょっと今数値を持ち合わせておりませんので、これまた後ほど御説明させていただきたいと思います。

○委員（三木しんじろう） これ分かりやすくしていただいたほうが僕いいと思うんです。何か遊びを持ってページ作られてるんだと思うんですけども、見にくかったりたどり着けなかったらもうひとつだと思いますので、また内容もちよっと見ていただいて、例えばぱっと見て間違えているところもあると思います。例えば中央区の海釣り公園に行ってきましたとか書いているんですけども、区がちよっと違うかったりするんですけども、このあたりもやはりチェックもしていただきたいと思います。

ちょっと話がずれるんですけども、先ほど小学校の体育館というか、施設も利用したいということもお話ありましたけれども、小学校のほうからミニバスケットボールについて御要望をお聞きしてるんですね。

今小学校12歳以下の方々は、ミニバスケットボールというような、普通のバスケットボールとはちょっと違うルールでやられてまして、例えばバスケットゴールの高さが260センチとか、普通だったら305になるんですけども、ボールのサイズも違うと、スリーポイントもないということなんですけれども、これ2027年から規定が変わりましてミニバスケットのほうも260から305

になると、ボールのサイズも5から6号になって、今まではスリーポイントがなかったんですけども、スリーポイントのゴールができるようになります。ということは、いろいろラインも引かなければならないですし、ゴールの整備というのも必要だと思うんですけども、例えば先ほど言われたみたいに、K O B E ◆ K A T S Uで小学校の体育館を利用する際に、今の260センチの規定ということになれば、なかなかニーズも合わないということになると思います。

僕自身は、このミニバスケットボールというのは全国大会も開かれておりますので、体育館の開放されたときに利用されてる方も多いですし、この辺の対応というのは2027年までにはしていく必要があると思いますし、またK O B E ◆ K A T S Uの利用ということも考えれば含めてやっていただきたいと思うんですが、この点についてお聞きしたいと思います。

○有原教育委員会事務局部長 小学校体育館の施設整備の観点でお答えさせていただきたいと思います。

小学校には一般的に2面のバスケットコートを引いておりますけれども、そのサイズにつきましては現行の規格に基づいてということでございまして、三木委員から御指摘ありましたゴールの高さについては小学校は260センチ、中学校の体育館では305センチということになっております。またラインについても、スリーポイントシュートのスリーポイントラインなどは引いておらないということでございます。

御指摘ありましたので、この改修をした場合どれぐらいかかるのかということで少し見積りのほうも取って見たんですけども、ゴールの高さを変えるということになりますと、ゴールを交換するということも必要になってまいりますし、またラインを新しく引くということも必要になってまいりますので、概算で1校当たりやっぱ数百万円かかるかなというところで考えております。

これからこういう工事を行うかどうかということにつきましては、まず小学校の体育の授業等でミニバスケットの競技に基づく使用を行うのかどうかというところの必要性も協議を行った上で改修を行うのかどうかということは考えていけばいいのかなということで考えておりますが、現状で学校のほうに聞きますと、低学年の子供たちの体育の授業なり、やっぱりボールに触れて楽しむというところを考えておりますので、今の現状ではゴールの高さを変えるようなことは考えておらないということも聞いております。他都市の状況なども調査しながら今後しっかりと検討してまいりたいということは考えております。

○委員（三木しんじろう） ありがとうございます。

低学年に関しては当然低いほうが、ボールも小っちゃいほうがゴール入りやすいと思いますけれども、これ僕は何が言いたいのかといいますと、全国大会に向かって頑張ってる方もいて、それで練習されてる方というのも一定いるということなんですね。小学生もだんだん大きくなってきてるしという、いろんな背景があると思いますけれども、ですので僕、全部をね、変えろと言ってるわけではなくて、例えば今全国大会に向けてバスケットボール、ミニバスケットをやっているところが——ちょっとどういうところか僕も分からないんですけども、そこも含めてとか、老朽化しているところとか、例えばゴールの高さを低くしたり高くしたりできるようなものもあると思うんですけども、スリーポイントの線なんかは引いていても使おうが使うまいがそれは自由だと思いますし、ボールも5号・6号というのがあれば、どちらも使えると思いますので、そこは全否定じゃなくて、例えば老朽化してるものというのは新たな規定のものに変えていくとか、先ほど言ったみたいに高さが変えられるものというものに変えていけばいいと思うんですけど、

そのあたりの柔軟的な対応というのはいかがでしょうか。

- 有原教育委員会事務局部長 三木委員から御指摘いただきましたように、製品によってはゴールの高さが可変できるような、その都度調整できるようなものもあるということは我々も承知しております。ただ現状では多くの学校で固定式ということですので、それを設けるためには付け替えが必要になってくるということになってまいります。新しい体育館ではどうかということでございますけれども、そこはしっかりと調査をして我々も検討していきたいというふうに思います。
- 委員（三木しんじろう） お願いします。老朽化してる部分も含めて、ぜひとも検討していただきたいと思いますので、学校からも要望いただいておりますので、ぜひともまた見直しも含めて御検討よろしく願いいたします。

以上です。

- 委員（さとうまちこ） すみません、もう1つだけ。

そろそろ夏休みとなります。また夏休み明けの自死などが心配される季節なんですけれども、そのことについて何か対応策あれば、何か新しいものとかもあれば教えていただきたいと思います。

- 西川教育委員会事務局部長 毎年長期休業明けに子供たち、生徒たちの心が不安定になるとか、もうそれはよくあることでございまして、新聞等報道でもよく取り上げられているところでございます。

夏休み明けということですので、夏休みの終わりに登校日を設けております。そのあたりで、子供たちのもちろん夏休み通じて部活動もまだございますし——中学校では、小学校では登校日とか、中学校でも登校日とかで子供の様子をしっかりと見ながら、顔見られへん子供たちには家庭訪問をするなど、連絡取ったりするなど、やっぱりきちっとした心のケアというかそれを繰り返しまして、できる限り子供たちの2学期いいスタートが切れるようにということで努めてまいりたいというふうには思っております。

- 委員（さとうまちこ） ありがとうございます。

一般的には文書での呼びかけとか、インターネットパトロール、保護者への注意喚起、また生徒たちから誰か孤立していないか、悩みを持っていないかなど情報を募るなど、あらゆる手だてを実施していただきたいですし、もし児童・生徒に異変のサインがあれば、その登校日でも、今の状態でも面談を早急に行うなど、神戸市の児童・生徒をしっかりと守る対策をお願いしたいと思います。

以上です。

- 委員長（徳山敏子） 他に。

- 委員（村野誠一） K O B E ◆ K A T S Uについて私もちよっと聞きたいんですけれども、地元では、やっぱりお母さんに限らないけれども、子供たちの小学生が中学校に上がるときに、どこかの学校に行かせるかというすごく関心が高いわけですね。

やっぱり自分自身が部活、子供のときに部活動で得たもの、だからすごくその部活動で何ていうかな、いい経験——しんどいつらいことも含めてだけれどもいい経験をしたという保護者は、やっぱり子供にもその部活動を通じて成長してもらいたいということで、K O B E ◆ K A T S Uで部活動がなくなると。そうすると、部活動が一言で言うとなくなるわけですね。そうするとどうしても進路として公立ではなくて私立に行かざるを得ないというような、そういう具体的な声というのはたくさん聞くわけです。要は未知だから、不安定だからね、どうなるか分からない

いから、やはり安定的に部活動があるところで、きちっと子供にそういうものを体験させたいと。

私は福本さんが教育長に——それこそPTA改革の担当の職員のときからもよく存じ上げてるし、福本さんが書かれた本も当時も読んで面談もさせていただいたこともあって、また福本さんが教育長になっておられてからの答弁を聞いててね、やっぱり現場の声、現場を経験されて自分の声でしっかりその自分の教育論というか、自分はこう考えるんだということを発信されてるので、長田教育長も私は評価してたけれども、すごく評価をさせていただいてるんですね。それこそ久元市長の人事で、今回のこの教育委員会、福本さん以外の方々も布陣見ると、やっぱり力入ってるんだろうなというのは感じます。

部活動ね、答弁聞いてて、福本さんとしてはもうそうせざるを得ないんですという、だからよく人によると大人の事情じゃないかというような言い方をする、そういう側面もありますわね、仕方がないんだと。

しかし、仮にじゃあできるのであれば、やはり部活動というのは続けたほうが本来は子供にとってね、いわゆる教育的効果というものですよ。だからその辺をまず教育委員会はこの部活動というものが子供たちにとってどういう効果があるのか。だからK O B E ◆ K A T S Uでいうとメリットとかデメリットですよ。

私はね、私立なんかでも今少子化ですから、昔の須磨学園なんかもちよっと名前全部出しませんけれども、やはり運動なんかにもすごく力を入れていたり、中学校では公立はこれから部活動なくなるかも分かりませんが、我々はもう活発に部活をやっていきますよというのをアピールしている中学校も私立であるわけですよ。

やはり何というのかな、文武両道じゃないけれども、すごく運動に限らないんだけど、やはりその教育的効果——運動を通じてだけではなくて、運動する子供のいわゆる脳であるとか、何というか脳の機能強化であるとか、認知とかね、いろんな意味でこの我々は運動って物すごい重要だからというようなことで捉えている学校もあるんだけど、その辺何というのかな、この部活動の教育的効果、だからやっぱりK O B E ◆ K A T S Uのほうが優れているのか。

本来は人間的にもしっかり予算もあってやれたら部活動はやっぱり継続していくほうが本来はいいのかとか、その辺は教育長は現実的に仕方がない、これもよく分かるんだけど、その辺はどうなんですか。

教育の観点から地域移行して学校と切り離して、本当に中学校のときに子供が一緒になって大会に出て涙流したりね。今やったらもう全てパワハラ言われるんかも分からんけど、何でできへんねんとか、おまえ何やとんやとか言われながらも歯食いしばってみんなで頑張ろういうてやってるあれで物すごく私は成長したんだというね。

だから、ああいうものが今度はもう地域移行になると、全てが例えば強く指導するとパワハラだとか、私強く指導するのは駄目だって言ってるわけではないんだけど、でも今後事故としてそういうことも起きてくる可能性って十分あるわけですね。わいせつ事案もそうだけれども、切り離していったときにね。教師ではないですから、一般の人たちが、いや、そこまで我々分かりませんと、その人がどういう今まで何というのかな、癖を持ってたか、それから犯罪歴も分かりませんと。だからその辺のちょっと責任の所在も私は不安だなと思うんだけど、部活動のその辺の効果みたいなその辺は教育長どういうふうに考えて移行していこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

○福本教育長 部活動につきましては、私、本会議でも答弁させていただきましたようにもうどっ

ぶりやってきましたので、もう本当にそれによって手前みそですけど、すごい生活が荒れてた子供たちを救ったりとか、子供たちがすごくそれによって伸びていったというのも本当に実感しますし、自分の教員生活を振り返ってほとんどが部活動でしたので、自分の家族以上にその子供たちと日常、土曜日も日曜日も今も過ごしてます。

大人の側の都合というのも当然あります。御存じのように教員がこれだけ不足をして、教員の若い先生たちの考え方も変わってきてますし、当然それによって、まず学校が成り立たなくては いけませんので、そういう休みの日に業務を強制するというのが社会通念上も駄目だという大人の事情もありますが、もう1つ大事なことは、私、校長を最後のほうしてまして、特にコロナのあたりぐらいからですけど、子供たちのほうが多様化してきているんですね。

つまり、画一的にやるぞ、頑張るぞ、汗流して涙してレギュラーの子もレギュラーじゃない子もやるぞというような部活動をやってきて、それなりにそれぞれが価値を見いだせたんですけども、もうそういうものではなくて、受け取る子供たちのほうの考え方の多様化もありました。

で、外のサッカー、外の野球へ行く子も増えてましたし、ダンスする子も増えてましたし、よくあるのが、貧しい子供たちはどうするんだという議論もあるんですけど、逆にもう今の部活動がどんどんいろんな制限を加えられて、1日にやれる時間が本当に1時間もない。土曜日・日曜日も休まなくては いけない。そういう中で、本当にやりたい子はお金を出して外のほうへ行っているような現象も、逆転現象みたいな、その貧しい貧しくないという言い方でいくとそういう考え方もあって、私がもう最後のほう、退職前ぐらいは、これはもう部活動を何とかしないと子供たちの放課後ってもうばらばらになるよねと思ってました。

少し間を空けてこちらへ帰ってきて、なぜ先ほども議論ありましたが、やれるところからやったらというのも私もずっと考えてやってましたが、そういう対応というのは外部指導員とか部活動指導員に今までもやってきましたが、なかなか集まるものでもないということが分かってましたし、このまま放置すれば、先ほど美術部の話も出ましたが、もう活動自体がなくなっていく。そういう中で、一斉に一度部活動をリセットしてそれに代わるもの、子供たちがやはり自分からしたいと思うような気持ちをまずベースに置いて、当然なかなかできない子供たちには我々支援をしていきますけれども、これまで部活動が培ってきた、そういうよさ、子供たちが一生懸命取り組む、そこで失敗したり成功したりして何か次のものを考えていくようなそういうものを後押しできるような体制をやっぱり神戸市全部でつくるべきだと。

これ後に送ったとしてもまた同じことの繰り返しをしなければなりませんし、なのでほかのところはどういうことを考えているか、恐らく同じことを現状だと思えますけれども、我々としては、あえて御不安を与えたりそういうふうなところもあろうかと思えますけれども、一斉にやって、きっと子供たちがその中で、自分で選んで本当にやれるように、なかなか難しい子供にはちゃんと支援をしてやっていきたいとそのように考えてます。

ちょっと最後もう1個ですけど、先ほど文化部の話がちょっと出ましたが、文化部もね、子供たちの様子を見てたら、やっぱり絵を描きたいとか、歌歌いたいという子が普通にK O B E ◆ K A T S Uであろうとなかろうと思うんですね。

そういう場合、やっぱり学校が今後新たな形として放課後、部活動がなくなって、主にはやっぱり勉強とかそういうカウンセリングとか今までできなかったようなことを先生方は一生懸命やると思うんですけども、そういう子供たちの活動で学校の施設を使いたいというようなことがあれば、そういうところからしっかりと補って行って、また違う形で子供たちの楽しみじゃないで

すけど、学校生活を支えていくと、K O B E ◆ K A T S Uを中心に総合的にまた見ていきたいと
そのように考えております。

○委員（村野誠一） 私自身ずっとこのK O B E ◆ K A T S Uについて、その導入する今までの教育委員会内の議論であるとか、そういうのを全部フォローしているわけではないのでね、外から
というか、本会議やいろいろと質疑を聞いてますけれども、私もやや拙速なのかなという感想は
持ってます。

ただ、冒頭言ったけれども、教育長がそういう決断をされて進めている。だからその教育って、
人によって教育論って違うわけですね。私はこう思う、私はこう思う。やっぱり自分の——合議
ですけれども、しっかりとこうあるべきだということを自分自身で打ち立てて、思い切って前に
進めようとしていることについて私はやっぱり大いに評価もしてるし、それをだからやはり失敗
しないように成功していくと、そこの部分は私も応援はしたいと思ってるんだけど、果たし
て本当にそれが子供たちの成長とか、それから今後の少子化におけるの学校選びですね。大阪の
ほうでも今高校が無償化されると、公立が定員割れというような話も出てきますね。今後、今言
ったように中学校は部活動がなくなる。公立はなくなって私立は部活動が残ると。これ分かりや
すいぐらいの違いが出てくるわけです。

それと、今兵庫県下の高校も少子化ですから子供の抱き込みというか、附属じゃないけれども
中高一貫とか、もっと言うなら小学校からとか、やはり最終的に高校が無償化されるんだったら
中学校のときから入れといたらエスカレーターでということで、まさにこのK O B E ◆ K A T S
Uというのは、実は本当にその進路の選択ですごく保護者は悩んでるわけですね。

だから部活動だけではないんだけど、しかしやはり部活動の教育的効果、子供たちにどん
な3年間を過ごさせてやりたいかという保護者の思いからしたときに——で、やはり今後この公
立の中学校ですね、私は公立行きましたけれども、公立の中学校の魅力って何なんだと。だから
どんな教育をやっていくんだと。

教育計画の基本計画ですか、5か年計画をつくっておられて、当然その基本計画を基に教育を
されてるんだろうけれども、継続性というのもあるけれども、まさに校長もそうだけど人が変わ
るとやっぱり変わります。私の地元の自分の子供を行かせてる、お世話になってる小学校も、や
はりいろいろ校長先生を見てますけれども、やはり校長先生が変わると学校の雰囲気やらと変
わるし、特に今の私の地元の校長先生なんか本当によく引っ張っておられる。士気が高いと思
いますね。だからほかを見てないので、ただ私は今の地元の行かせてる小学校なんかすごい
なと、保護者の評判も物すごくいいです。だからそういった意味では、校長が変わると、人が変
わる、トップが変わるとやっぱりがらっと変わる。

そういった意味で、今回福本さんも長田さんから教育長が変わったわけですね。福本さんに教
育長が変わって、今後はどうなっていくんだと、どういう学校になっていくんだと先ほど言った
ように今いろいろ中学校、私立なんかでもいろんな声を聞いてると、これからの私たちの学校は
こうしていくんですとか、これからの私たちの学校はこれに力入れていくんですとか、前はこう
だったけれどもこういう——だからすごくアピール分かりやすいわけです。そういう考え方で、
それやったらうちの子供そこに3年間預けたいなと。

だから今後の福本さんが教育長になって、この公立の中学校ですね。部活動はK O B E ◆ K A
T S Uに移行するんだけど、今までとは——今までがいいとか悪いとかじゃなくて、私は今後こ
ういう中学校を目指します、具体的にどういうことを今始めてますし、こういうことをやってい

きます、これ具体的なことが大事なんです。

理念的な、こんなふうに、こんなふうにというのはどこの学校でも誰でも言うことで、それを具体的にカリキュラムを落とし込んで、今まではこれを何時間だったけれども、今既に何時間にしていますとか、これから何時間にしていきますとか、今までこうやったけどこういうふうに変えていきますとか、それでこういう子供を育てていきます、または既にそういう効果が出てきてますとか、ちょっとその辺ね、公立の小学校も中学校もですけども、どういうふうに今までとの違い、福本さんが教育長になっての違い、今までと同じなのか、これからこういうふうに変えていくのか、K O B E ◆ K A T S Uの部分だけが注目されつつあるけれども、いわゆる学校そのものも教育の内容であるとか、その辺をちょっと明確にというか答えていただけたらありがたいなと思いますね。

○**福本教育長** もうちょっと細かいこと言い出すと切りがないので申し訳ありません。もう確実に言えることは、本会議でも言いましたけど、授業を変えようと思ってます。その授業というのは、子供たちが主役な学びということです。

御存じのように我々教員ですから、過去授業を今までしてきたんですけども、どうしても子供たちのそれぞれの持っている能力の差によって参加する度合いが違ってて、なかなか分からない子は伏せて寝てしまうとか、分かる子だけが参加するとかというようなそういうことが一般的によくあるような感じで我々授業をしてきましたけれども、当然少し前ぐらいからそれを改善するんだという取組をしていましたが、決定的にそれぞれの子供たちが学びに主体的に取り組めるような授業に変えていくと。具体的に今幾つかの学校で、もうそういう授業をやろうということで取組を始めております。その子供たちが主役の学びということと、それともう1つ、公立ですから、やはり1人1人の個性を伸ばす、1人1人を大切にすることということをやっていきたいと思っています。

これも他方先生方の働き方改革等で忙しいわけですから、そういう矛盾したことができるのかというような話になってくると思いますが、そういうときこそやはり学校を開いていくということ、やっぱり学校をもっともっと大きく外へ開いて、これまで学校の中だけで完結してきたことを外に思い切って開くと。先ほど褒めていただきましたが、そういう校長先生方の意識を高めて、やはり最後もう1度確認しますが、公立ですから、1人1人を大事にすること、そして1人1人が授業の中で輝けるとこういうふうな形に変えていきたいと、そのように思っております。

○**委員（村野誠一）** 今日は時間も何か視察が入ってるからね、まだ私も聞きたいし、本当はその細かいことが重要なんですよ。だから今おっしゃったことをそれを実現する、そういう子供たちにそれを身につけるために何をやるんですか、何をやってるんですかということです。だからむしろ細かいことが重要なんで、その辺は今後そういうところを答弁していただきたいと思うんですけども。

ちょっと最後に学校用品、制服のものについてはちょっと今度にします。その上で、この間も本会議でどこかの会派がやってたけれど、これは私、それこそそもそも本会議で、この制服の値段が高止まってるやないかということで私が取り上げて、その直後に公正取引委員会もやはり高止まってる、競争ももっと下げれると、競争性働かせてもっと下げれるんだということもあって、保護者負担の軽減というのはいろんな分野でやってますね、給食もそうかも分からないけれども、そんな中でこの学校用品というものがやはり高いやないかということで、その負担の軽減というのが、やはり1つの大きな柱だったんですよ。

その制服を変えるというのがね、それと当然LGBTQとかそういうパンツをはきたい生徒とか、例えばそういうものも今の時代にも合ったというような自由度というか、そういうこともあったんだけど、結果的に物価の上昇はあります。物価の上昇はあるけれども、やはりこの間、教育長答弁されてたけれども、上がってるところもあれば下がってるところもあると。

これ上がってもらうと何のために——保護者の負担の軽減といいながら上がっていると。よくね、喫食率もそうなんだけど、当時もね、平均を取りたがるんですよ、教育委員会は個別を言いたがらないんだよね。平均でどうです——平均なんかどうでもいいんです本来はね。個別学校それぞれの行かせている保護者が、うちの学校の負担がどうなんだということが問題なので、これ次回以降また私やりたいと思うので、これ個別のね、当時も私この学校用品を本会議で議論する前は、全ての学校の学校用品全部出してもらったんです——値段をね。だから、やはりより深刻だと思ってるのは、以前よりも高くなってることというのはやっぱり深刻だし、安くなってるっていても100円や1,000円程度というのは私は当時も想定してなかったのも——当時教育委員会の担当の職員の方々ともいろいろやり取りしたけれども、だからやはりちょっとその辺は私は蓋開けて不十分だなというふうに思っているの、これがだからどうしても致し方ないような状況にあるのか、やはりまだ学校用品を保護者の負担の軽減——下げられる余地が——何かスキームを変えることによって下げる余地があるのか。それがやっぱりもう下げられないということであれば、やはりそのときにも私言ったんだけど、もう制服の選択制というのも、もう視野にやはり入ってくるのかなというふうには思ってます。これも過去に言いました。

制服を着ているからといって英語の能力が伸びるのか、いじめがなくなるのか、何かの授業が成績が上がるのかといういわゆる教育的効果というのははっきり言ってありませんので、そういう意味ではね、だからそうまでして強制的にというか——強制ではないというふうには言ってるけれども、同調圧力が現実的にありますからね。

そういう意味で、本当にこの制服、値段も結果的に高止まりしている制服を今後もそういう形——今のやり方を維持し続けるのかということは議論またしたいと思いますので、そういう意味で、個別の特に制服の値段ちょっと資料提供をしていただきたいというふうに、これは先にお願ひだけしておきます。

KOBE◆KATSUのことですけど、私の理解では、もう基本的には部活動がなくなるから地域に移行するとなると、先生はもうそこから完全に来年の9月にぷつっと切れるのかどうか分からないけれども、分かりやすく言うと基本的にはもう学校と切り離すというふうな認識でいいのか、部活動というのは、今までは学校の先生が主体的に——主体というか責任持ってやってたから、そこで何か起きると先生の責任、事故とかね、指導上のトラブルもそうですけれども、今後はそういうことが地域、先ほどちょっと言ったけど、誰か分からない人たちに指導を生徒が受けて、例えば、わいせつ事案、教師であったって懲戒事案であるわけだけれども、例えば、そういうようなこととかというのは、学校の責任ではなくて、その辺の責任の所在というのはどうなっていくのか知りたいですね、保護者も。

- 下條教育委員会事務部長 KOBE◆KATSU移行後の責任の所在というところに関しましては、各コベカツクラブが責任を持ってということになってございます。先ほど先生の関わりもおっしゃっていただきましたけれども、先生がコベカツクラブを立ち上げてKOBE◆KATSUをする場合もあるというふうに想定します。現にそういった団体もございますけれども、あくまでもそこで起こった事故については、それぞれのコベカツクラブが責任を持つということにな

ってございますけれども、ただ、やはりコベカツクラブで起こった事案については、我々教育委員会としてもしっかり把握した上で、是正すべきことは、助言・指導してまいりますし、それでも変わらない場合、そういった場合では、コベカツクラブの登録を解除するといったこともございますので、そういった形で教育委員会でもしっかりと関わってまいりたいと考えてございます。

○委員（村野誠一） 蓋開けてみないとというか、そういうトラブルができるだけ起こらないようにやっていこうというふうに皆さんされるんだろうし、ただ、そういうことは当然想定されるわけです。自民党の中でも、例えば、教師のわいせつ事案なんかで、これだから事実、一度懲戒くらったって、どこかで先生を、制度上、神戸市の中でもやれてるわけです。研修を受けて。だから、こういうものは、例えば、癖のもんでね、やはりなかなか、何ていうかな、なくならないから、一度そういうことをした人については、もうそういうところに関わらせないようにしようとかというのが議論もされたり、海外ではそういうものが主流になったり、やはり子供に関わる人たちは、やっぱりかなり厳格にこの人に子供の——何ていうかな、そういうクラブの——運動なんかやったら特にそうかも分かん、着替えがあったり、いろいろあるけれども、そういうの大丈夫なのかとね。でも、具体的にそれを今回K O B E ◆ K A T S Uをやるのにどこまで、手が挙げた人たちの身辺調査じゃないけれども、やれるかということもあるし、やはり何かトラブルが起きたときに、今しっかりコミットしていくということをやったけれども、それはちょっとそちらに言ってくださいと、ちょっと我々教育委員会に言われてもではなくて、だからそういうところも責任の所在等をしっかり、そこが完全に切れんのか、やっぱり教育委員会が責任を持ってこのK O B E ◆ K A T S Uをやって、そのトラブルについては、やはり教育委員会としてきちっと対応していきますということなのか、だからそこは保護者もすごくどうなのかなと心配してるところでもあるので、教育委員会として、責任って広い言葉だけれども、しっかり責任持って、そういうトラブル等にも対応していくということでもいいんですかね。これでK O B E ◆ K A T S Uの議論が終わるわけではないですけども、ぜひ頑張っていたきたいなというふうには今の段階で申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員（西 ただす） 所管のところで、ちょっとごめんなさい、質問し忘れていたというか、タイミングを見計らってなかったののをしたいんですけど、1つだけさっきのK O B E ◆ K A T S Uのことだけでちょっと簡単にお聞きしたいんですけど、教育長にお答えいただきたいんです。さっきの答弁で気になったのが、例えば、美術の活動自体がもうなくなっていくんだからというふうに言われたんです。乱暴な言い方なんですけど、来年なくなるのかというたら、そうじゃないと思うんですけど、それをお答えいただきたいんです。何でこういう質問をしてるかというと、やっぱりこれK O B E ◆ K A T S Uに関してはトップランナーでやってるわけですよね。日本の中で。前回の質問でしたときは、全国いろんな形で地域移行してるんだけど、例えば、土日だけやってるところとか、あるいは一部の部活だけやって、その経験を反映してほかの部活動に生かしてということで、経年でやってるところはあるわけです。それを使わないで、わざわざもう一括で来年の9月ということで作るようなやり方というのを、あまりにも乱暴だということでしたんですけど、神戸市だけ独自の理由があるんですかと言うたら、別に神戸市だけないんやとそのときも言われました。やっぱりそれね、改めて来年になったら、部活の中で美術なんかは活動できなくなると思ってるんですか。いかがですか。

○福本教育長 私は来年になったら全部の先生がやめるということは一言も言ったつもりはありま

せん。ただ、部活動は、御存じだと思いうんですけれども、位置づけですが、基本的には子供たちの自主的な活動を促すという、教育活動の一環ではありますが、教育課程の外に位置づけられています。我々のように教員になって、部活動を当然やってやるんだ、当たり前だ、子供たちのためにやるんだということで一定やってきておりますが、顧問の先生がなかなかもう見つからないと、顧問の先生が難しいんだと言われれば、部活動自身がもともとそういう脆弱なシステムの上に立っております。

これも以前答弁しましたが、急に来年なくなるんかということ、そういうことではないです。ただ、やはり男性の育休取得も飛躍的に今伸びておりますし、継続的に放課後や休日に指導するという体制がもう本当に危ういということ。それが確実に来年も再来年も保障できているわけではないということです。子供たちが、例えば、美術部の子でしたら、やっぱり絵を描いてる、先ほども言いましたが、放課後30～40分の活動、よくできて1時間程度の活動を、大体平均的に美術部でしたら週に2～3回、土曜日・日曜日はお休みのところが多いです。美術部の子供たちは、けれども、それは一定平均的なことなので、ただ、子供たちがもし例えば絵を描きたい、美術的な活動をしたいと言え、当然コベカツクラブという形で、今までと同じような形のものができればいいですし、万が一そこができてなくても、その活動を引き継げるような工夫、例えば、ICTを使うでありますとか、いろんな高校との連携、大学との連携、指導者との連携とか、今いろんなことを模索しております。もうとにかく2次募集をして、来年度、そういう子供たちの活動、今やってる活動を止めないためにはどうしたらいいかということを今一生懸命やっております。やって、結局、移行して子供たちが、前よりももっともっと活動できるようになったねと、そう思ってもらえるような努力をしておりますので、一括にしてなぜするかというところの御質問ですけども、そういう形を取らなければ、いろんな形で校区を超えとか、体育館のいうたら合理的な活用でありますとか、何よりもやはり市民への呼びかけ、こういうことで今応募が我々の予想を超えていただいているというところにつながってるんじゃないかなと思ってます。とにかく今やってる子供たちの活動は止めないと、この一心で今取り組んでいきたいと思っておりますので、そのように理解していただきたいと思います。

○委員（西 ただす） ただ、以前の答弁でもお声は聞かないんですけど、神戸が特別全国で大変になってるということはあるんですかと聞いたら、そうではないというふうに言われてるわけです。全国的にも確かに先生の状況、子供たちの状況は変わっていった。でも、だからこそ丁寧にその声を聞きながらやっているということなんですよ。それをせずに進めているから問題じゃないか。実際に急いでやられているというのは分かるんですけど、第1次募集でこういう状況、そして、以前の答弁でいくと、第2次募集でいきなりがっとまた増えるというふうには言えないというふうにも言われてたからね。やっぱりそこは心配なんですよ。やっぱりK O B E ◆ K A T S Uをやるときに、大人の事情ということも先ほど言われました。子供たちへのデメリットが大き過ぎるというふうになってしまったら、それこそ大人の理屈の押しつけになるんじゃないかというふうに思うんです。それについてはいかがですか。

○福本教育長 先ほど言いましたが、大人の事情というのは確かにありますが、やはり子供たちの考え方の取組状況の変化とかありますので、今、子供たちが満足できるような、子供たちの取組を止めないような形で今考えておりますし、神戸が先にするとかという形ではなく、準備期間が今年度まで、文科省が示した。そして、実行期間が来年度から。それがちょっと後ろにいつて6年間ぐらいの、前半3年間ですか、前半3年間、来年度実行期間ということで文科省のほうも示

しておりますので、我々としてはそういうスケジュールにものをもってやっておりますし、別に神戸だけがおかしいとか、神戸だけが特別な事情があるということではありませんが、今の子供たちが活動をしっかりとできるように、それを周りの、教員も含めてですけども、市民で考えて当てはめていくと、そういうふうな取組を進めたいと、そのように考えております。

- 委員（西 ただす） もう質問はしませんが、今、教育長が言われましたけど、後ろにずれ込んでくるというのは、やっぱりやって見てこれは厳しいなということですからずれ込んでくるんですよね。それは、実際の状況を見ながら判断していくということが、ほかの町はできてるんじゃないかなと思うんです。ぜひ私は、そういうことを神戸市も考えていただく。それがやっぱり本当の意味で子供たちが今後、部活動に代わるいろんなことをやっていく。そして、それが、それこそ生涯を通じていろんな文化活動やスポーツをやっていくことにつながるんだというような——やっぱり国も言ってますからね——そういう考え方につながると思いますので、ぜひそういう姿勢になってほしいなというふうに思います。

ちょっと質問したかったことを聞くんですけど、6月の頭の委員会において、小学校においても牛乳を選択制にすることを求める請願というのが出まして、質疑を通して、教育委員会としては、小学生も実質的に選択制となっていると言われてました。としつつ、一方で、児童や保護者への周知には課題があり、改善を検討するという答弁がありました。それですので、その後、学校現場への動き、あるいは教育委員会内部での議論というのがどうなっているのかお聞きしたいという点と、あともう時間もないので合わせて聞きますけど、小学生で牛乳を飲んでいない児童が中学生になると10倍以上に一気に増えるということで、私は乳糖不耐症など飲めない理由の生徒が一気に増えたというのはちょっと考えられないんじゃないかなと、いきなり。小学校6年生から中学校1年生で。ということを聞いて、それについてはどう思いますかと聞いたら、資料は今手元にないというふうに言われて、どういう理由で増えているかどうかというのは検証が要するというふうに言われてたので、検証はされたのかなという点についてお聞きしたいです。

- 藤井教育委員会事務局副局長 おっしゃっていただいたとおり、6月の常任委員会でこの議論をさせていただきましたけども、それ以降、特段、今何かが結論づいて、何かを学校に改めて周知をした、できたということは事実はまだございません。もうしばらくお時間をいただければというふうに思います。決して新年度までにとということでもないことは承知をしておりますので、必要な対策は取っていききたいとは思っています。

一方で、中学校と小学校の牛乳の飲用率、それから、乳糖不耐症の話もありましたけども、実際に中学校になると何か症状がひどくなる、軽くなるとか、体質的にそういうものではないというふうには理解しておりますので、それを理由に、例えば、中学校になると不耐症の症状がひどくなるから選択制を導入しているというものではございませんので、その辺はしっかり子供たちの牛乳を飲んだ後の、例えば、もう明らかに昼から調子を崩す小学生が多いとか、そういった実態なんかももしかしたら——ないとは思いますが——しっかりつかんで、必要な対策を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

- 委員（西 ただす） 新年度までとかということではないというふうに言われたんですけど、1つは例えば、もう夏休み入りそうですから、2学期までに間に合うふうに考えてるのかなということをお聞きしたいのと、あとは、結局、周知が問題だということだったんですけど、前回の答弁で言うと、すぐ一冊だけだと見落としもあるかもしれないということと言われてて、それもそれでやったらいいと思うし、あとは、紙で、中学校のフォーマットがあるから、それですぐできる

というふうに思うんです。特段それが難しいということはないのかなというふうに思うんですけど、ちょっと簡単に確認だけ。

○藤井教育委員会事務局副局長 今日7月1日で、この1学期の終わりまでに何か連絡ができるかというのは、もう少しお時間いただくことになろうかとは、現時点ではお答えをさせていただければと思います。周知の方法については様々あるかと思いますが、すぐ一でスマホ宛てにお送りする。それから、紙でお子さん経由で持ち帰っていただく。いろんな方法はあろうかと思いますが、すぐ一であれば、親御さんのスマホにしか届かない。子供の意思をどう見るか。親御さんがそのすぐ一を見て、子供に飲む飲まへんみたいなことを確認されることもあるんですが、そんなことも考えて、あと紙で持って帰っていただいて、中学校のフォーマットはあるとはいえ、小学校向けにどうするかとか、その辺の書きぶりも様々あるかと思いますが、もう少しお時間をいただければなというふうに思います。

○委員（西 ただす） そうですね、すぐにそれをやっていただければということを期待したいと思うんですね。先ほど検証の話もちょっと出たので、請願出された方からちょっとまた連絡ありまして、例えば、検証のやり方として言うと、神戸市が中学校の給食における牛乳に関するアンケートというのを実施されていたということがあったので、やっぱりそれ小学校でもされたらどうかというふうなことを提案として受けたんですね。ちょっとそれについての御意見いただければと思うんですけど、こんなアンケートしたらどうかというふうに書かれてたんですが、1つが、例えば、給食の牛乳をお子さんはどれだけ飲んでいますか。2つ目が、アレルギー以外で個別に停止できること知ってますか。3、中学校のように小学校でも牛乳選択制を導入することについてどう思いますかというのが、やっぱり検証にもなるのかなというふうに思ひまして、これについて、せっかく言っていただけてますから、御意見としてはいかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 この議論について、結論を出すに当たって、現状がどうなっているかというのはしっかり把握する必要があると思います。確認する手法がアンケートがベストなのか、当然、アンケートにお答えいただくお時間を頂戴するわけですから、その設問の数とか設問の内容、それから、アンケート方式なのか、学校で別の手段で確認を取るのか、子供さんに聞くのか、親御さんに聞くのか、先生に聞くのか、様々方法、組合せがあると思いますので、検証の方法についても並行して検討する内容に含めさせていただければというふうに思います。

○委員（西 ただす） 質問としてはこれで終わりますけども、やっぱり気にされているのは、声が上げにくいということがあるんじゃないかなということなんですよね。混ぜ返してもあれですけど、前回、聞いてて気になったのは、中学生のほうがしっかりしてるから声を上げやすい。小学校は周りも飲んでるから一緒に慣れていったりとかいうのもあるからやし、声を上げるプロセスというのはなかなか難しいんちゃうかという言い方をされてたんですけど、やっぱり私はそこは子どもの権利条約でも書かれているとおり、意見表明権という観点から考えたらもっと丁寧にしていくべきだと思うし、保護者も諦めてたというか、それこそアレルギー以外でもいいですよというのが、まだ1年生にしか伝わってないわけですから、やっぱりそこをもっと触れるようにということ、そこまで言われてますけど、やはりそういう姿勢で声を上げづらいという環境そのものは変えていこうということだと思ってらっしゃるということで確認です。

○藤井教育委員会事務局副局長 これだけ時代の変化が早い中で、子供さん、親御さんの気持ちも多様化している中ですので、今のままでいいかという、1つ議論するきっかけではあろうかと思いますが、この件に関してはしっかり実態を把握した上で、何がベストなのか、ベターなのか、

しっかり検証してまいりたいというふうに思います。

- 委員（西 ただす） まとめますけども、やはりこの問題というのは、子供が上げやすい環境というのがどうしても必要ですし、同時に、教育委員会としては、牛乳がやっぱり体をつくるという、その考え方があるというふうに思うんですけど、そういうときに話合いができるというか、そういうことがやっぱり大事だと思うんですよね。それがもっと言うと、教育委員会自身、教育現場自身の余裕というか、そういうのがないと、牛乳だけじゃないんですが、食育というのも本来もっと丁寧にはんまはもっとできるというような、やっぱり人が必要だという、配置ができるというような環境をつくっていく。そういうこともやっぱり今後も、そこも加味しながら人員を確保できるようにとか、国とかにも求めていくし、いろんなところに求めていくということが必要かなと思います。

以上です。

- 委員（村野誠一） ちょっと今、学校給食のこの話になったので、これ私も選択できるというのはいいことだなとは思うんですよね、今の時代。今、中学校では選択制なんですよ。今、何割がその牛乳を飲んでないのか。そういう選択をしているのかと、それから、飲んでも飲まなくても金額、支払うお金は変わらないのか。飲まないから安いのか。飲んでも飲まなくても同じなのか。それだけちょっとまずお聞きしたいと思います。

- 藤井教育委員会事務局副局長 現在、中学校の牛乳の飲用率なんですけども、全員喫食が既に始まっている学校と、ランチボックスで提供してる学校と、ちょっと分けて数値を持ってるんですけども、全員喫食が始まっている学校で言いますと、牛乳を飲んでる割合が73.4。それから、ランチボックスでお昼提供している学校につきましては、78.1でございます。

飲む飲まないで給食費の自己負担の額が異なるかどうか。当然飲用されてないわけですから、その徴収を求めていることはございません。

- 委員（村野誠一） 飲まない、その分安くなってるわけなんですね。

割合としては73.4だから、ばくつと言うと3割が飲んでなくて、約3割ね。78点だから四捨五入すると2割が、ランチボックスのほうも飲んでないのかな。

牛乳が、以前、昔も議論になったんだけど、御飯と牛乳という組合せが食育の観点でどうなのかとか。家で御飯と牛乳って、子供がずっとそれを学校でやると、家でも御飯と牛乳を飲むようになるのかな。いろいろ昔は私もそういう議論、教育委員会としましたわ。そもそも日本の文化で御飯と牛乳って、そんなことを学校で教えて、食育と称して教えていいのかと。本来、御飯やったらお茶のほうがいいんじゃないとかね。ただ、栄養ということで、教育委員会としては牛乳を持ってくるんだけど、特にカルシウムなんだけど、これ取りませんと、牛乳飲みませんと言った子供については、その分の栄養の部分何か別のもので置き換えて提供してるのか。それとも単純に牛乳を飲むか飲まないだけになっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 正直、牛乳を飲まないお子さんに対するカルシウムの、栄養価のほかでの補充ということについて、学校教育の現場では行っていません。ですんで、1日で取っていただくべき栄養価、その内のカルシウムというのは文科省が示してるわけですけども、牛乳は当然含んで計算をしておりまして、牛乳を飲む前提で献立も組ませていただいているんですけども、2割3割のお子さんについては、その牛乳を飲まないことでカルシウムを——カルシウムばかり上げてますけど、カルシウムの摂取が十分ではないと、学校では十分ではないということで、それは一方で家庭のほうで補っていただくとか、そんなことも求められてくるのかとい

うふうに考えております。

- 委員（村野誠一） 今の時代というようなこともあったけれども、これだから本当に牛乳というのを、カルシウムを子供に摂取させるのに牛乳というのがマストなのかということなんですよ。むしろ、数字的に言ったら牛乳よりもチーズのほうがカルシウム含まれてますよとか、例えば、そういうこともあったりするわけですよ。チーズによるかも分からないけど、食べる量にもよるかも分からないけれども、今だから牛乳を飲まない子供には、飲むか飲まないかだけではなくて、むしろ教育委員会の教育委員の先生方が、本来やっぱり子供はカルシウムこれだけ必要だと。成長著しい時期やからということで、それをもう家庭に任せるんですと中学で任せてるんやったら、私は小学校でもそういう形でいいんじゃないかなと思いますよ。ただし、しっかり議論してもらいたいのは、この牛乳に代わったカルシウムという献立を作ったらいけないのかということですよ。牛乳だけのゼロか100かではなくて、牛乳とは違うものを選択できないのかということも考えたらどうなのかなと思いますよ。カルシウムの摂取というのが重要なんだったらね。今現実、いやもうそれは家庭で補っていただいたらということをやっているんだから、それだったら、中学校でもやっているんだから、小学校でもそれでいいんじゃないのと私は普通に思いますね。中学校なんかでも物すごく、それこそ中1のときの入学式の体が、卒業時には物すごい体になって、制服も入らないでもうびちびちになっている。それぐらい成長が著しい時期ですから、中学校で飲む飲まないを選択させているんだったら、小学校でも十分、別にその体のね——家でできるだけちょっとカルシウム意識してくださいね程度でいいんじゃないかなと私は思ったりもしますので、その辺の議論、ちょっと骨太な議論、そういうのが教育委員会事務局ではなくて、まさに教育として教育委員、ここでやったら福本教育長しかいないけど、残りの5人の教育委員で、しっかりやっぱり議論してもらいたいわけです。過去から教育委員会って全然何にも議論してへんやないかと。議事録読んだって積極的な提案もないやないかと。そういうことがないように、まさに教育委員1人1人がこの問題についてどういうふうに考えるのか。どういう方法が、私はこのやり方がいいんじゃないか、あのやり方がいいんじゃないかというようなものをそれぞれの委員が積極的に提案もしてもらいたいし、他都市では選択をやっているところはないのかとか、そういうしっかり議論を行ってもらいたいと思うんですけど、福本教育長いかがですか。教育委員として。教育委員会事務局に放るんじゃないくて。

- 福本教育長 教育委員会の会議はもう様々なことを議論させていただいてますので、ぜひそういう形で議論を深めたいと、そのように思います。

- 委員（村野誠一） しっかりやってください。これまた請願が出てくるのか、請願云々じゃなくて、私は基本的にその選択、中学でやっているんだったら、小学校でもそれでもいいんじゃないのかと普通に私は思ってますので、教育委員会としてしっかり議論していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

- 委員（山下てんせい） すみません、給食の流れを切りたくないんで、さとう委員ごめんなさい。質問させていただきます。学校給食に関してでございます。

事前に献立表や食育だよりを拝見させていただきました。私もちょっと長らく見ていなかったんですけど、献立表の中にチェックがつけられるところがありまして、牛乳も飲む飲まないにチェックが入るようになってますし、これは恐らく学校のほうにチェックをつけたものを提出するんだろうと思いますので、献立表も非常に工夫が行き届いていると思います。また、食育だより

も拝見して学ばせていただきました。

そこで、神戸市の給食に対する姿勢や考え方について伺います。これはもうちょっと秋でもいいじゃないかと言われるかもしれないんですけど、内容が、今日聞かないといけない内容が含まれておりますので、本日は失礼をいたします。

まず、食材の確保についてでございます。神戸市では、給食用食材調達を神戸市学校給食会に委託し、安全、良質な給食用食材の安定的な供給や地産地消の推進、また、神戸産米やこうべ旬菜の優先利用に取り組んでいただいております。しかし、例えば、本年、キャベツはじめ葉物野菜の高騰や米の高騰など、食材調達に対して難儀な局面が次々と起こっており、教育委員会も苦慮されていると思われます。そこで、先ほどの事業概要でも、学校給食における食材費高騰対策という説明はございましたが、食材費高騰対策について、神戸市学校給食会へのガバナンスも含めて、こういった取組を行っているのか、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○藤井教育委員会事務局副局長 学校給食、御案内のとおり、食材は学校給食会を通じて調達しております。当然、給食会において、入札の手続なんかをしっかりとっていただいて、関係書類のチェックをした上で納品されまして、それが必要な調理場所のほうに配送されるということで、その辺をしっかりと事務として手続が取られているのではないかとというふうに理解をしております。

一方で、物価高騰の折、なかなか食材調達自体が難しいのではなくて、価格に見合う調達なんかにはなかなか苦労してるようなところでございますので、その辺りはしっかりと、当方が求める献立に応じた食材を適正な価格で確保していただくということを給食会にしっかりと求めておりまして、意見交換も情報交換もさせていただいておりますので、その辺りはしっかりと事務を行っていただくようお願いをしているところでございます。

○委員（山下てんせい） 先ほど学校給食会に対するガバナンスの中で、書類関係のチェックという答弁がございましたけれども、書類関係のチェックの頻度というのは非常に大切な論点ではないかなと思います。すみません、細かいこと分からないのでまた今後にしようと思うんですが、入札のいわゆる頻度、そして、その書類のチェック、そういったものがどのようなサイクルで行われているのかどうか。そういった部分もお答えいただきたいなと思うんですけど、今は行けますか。

○藤井教育委員会事務局副局長 ちょっと書類持ち合わせておりませんので、また改めて準備をさせていただきます。

○委員（山下てんせい） また改めて確認のほうをさせていただきます。

それでは続きまして、米の調達についてです。県スポーツ協会の給食・食育支援センターから、そこを通じて行われていると承知しておりますが、現在、神戸市の米は——小学校の給食米は全量神戸市産の米となっております。しかし、昨今、米の価格高騰の状況、米の作付等を鑑みたときに、今年度は本当に全量市内産の実現はできるんだろうかと不安に思っております。

そこで、給食米に対する考え方と、本年度の対応はどのように行って、どうする方針なのかというのを伺います。

○藤井教育委員会事務局副局長 御説明にもありました学校給食の米の問題ですけども、御紹介もいただきましたとおり、兵庫県の学校給食の食育支援センターのほうで一括して調達をしております。県内の各市町から、12月から翌年の11月分に使います新米の使用予定量というのを神戸市の分も出しまして、希望の産地、それから銘柄の申請に基づきまして、全農兵庫を通じて調達しておるのが現状でございます。

お尋ねの神戸市産米による提供が継続できるのかどうかという部分についてですが、令和6年産の市内の米の収穫量というのは、実は例年並みでして、流通過程において一定量の米の市場への流通という問題もありまして、若干やっぱり品薄になっているというような状況でございます。そのために、令和6年産米から次、今作っております令和7年産米に切り替わる端境期におきまして、一部兵庫県産米を提供する可能性が出てくるかもしれないというような状況はお聞きしてるところでございますけども、食育支援センターには、引き続き神戸市内産のお米、これで全量を確保できるようにということで、並行して働きかけをさせていただいているところでございます。

このようなことから、今のところ、少なくとも10月までは市内産米の提供が可能であること。それから、県のセンターのほうには引き続き協議をしていきまして、市内産米の確保について努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（山下てんせい） これまで本当に市内産の米を給食に使ってほしいということを議会でも申し上げてきたと思います。ですので、その点はこだわってほしいのは山々なんですけれども、ただやっぱり生産者の声とか聞いていると、市場に回したほうがいいときは市場に回したいというのが人情であると思います。ですので、そのバランスは非常に難しい問題ではあるんですけれども、今年度、県産米が入ってくるかもしれないという可能性については言及いただきましたので、できる限り市内産のほうでお願いしますというふうな立場を取りつつも、また引き続き、どうなったのか確認のほうをさせていただきたいと思います。

では続きまして、学校給食・食育だより、これも熟読させていただきまして、食育についての質問ちょっと順番間違えました。食育についてお伺いします。

学校給食法に基づいた給食を考えたときに、栄養バランスの取れた食事を提供する、成長期の子供たちの健康の保持・増進を図る、望ましい食習慣と食に関する実践力を身につける、地域で獲れる新鮮な食材を取り入れる。こういったところまでは明示されており、取組がなされていると思います。一方、食生活が自然の恩恵の上に成り立っているということへの理解——これは生産者への感謝、あるいはまた様々な人々の活動に支えられていることへの理解——これは、生産・流通・消費についての正しい理解になろうかと思います。こういったところまでもしっかり教えていただくことが、主に生産を担っている西区選出の議員としては、取り組んでいただきたいことではあるんですけれども、その点について、現在どのようにされていますでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 学校給食、目の前に並んだ食事だけを見て、いただきますと言って食べるだけが食育では当然ございせんできて、今議員のほうから御紹介もありました、西区・北区には、他の大都市にはない環境というのが整っています。神戸市には。その辺りもしっかり学んで、給食を食すというようなことは、1つの一連の流れとしては必要だという認識ではあります。そういう意味で言うと、調理師であるとか、栄養教諭のほうから、その場その場で適切な指導なりをするのに加えて、社会科の授業であるとか、神戸の農産物とか、神戸の地形の話とか含めて、ほかの授業の中でも、食育という観点を盛り込むことは十分考えられると思いますので、そういった観点で、学校全体で食に関する教育を進めていければというふうに考えてございます。

○委員（山下てんせい） 本当に、例えば、米作り1つとっても、米ってどうやってできるんかということを教えるだけでも大分違うと思うんですね。私、先日、ちょっと縁があって、井吹東小学校の田植の取組をちょっと視察させていただいたんですけど、子供たちも実際に稲を植えると

いうふうな、あるいは水田、ビオトープのところを水田にしているわけですけど、あそこに入っていくんですけど、どんどん気持ちいいとか言って入る子もいれば嫌がる子もいるわけですね。だから、お米1つ作るんでもどんだけ苦労があるんかというのを体験するのは大事なことですし、体験できないまでも、いろんな感謝の気持ち、あるいは西区というものに少しでも思いをはせていただければ、本当に我々も、農家の皆さんも一生懸命作ってるんだということを少しでも分かっていたきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

学校給食・食育だよりを熟読させていただきまして、これは学校給食のみならず広く知ってもらいたい内容もあると思うんです。少なくとも保護者の皆さんには全員読んでいただきたいと思うんですけど、読んでいただいたかを追跡チェックすることについて、困難であると思うんですけれども、どう思われますか。また、取り組んでいることは何かありますか。

○藤井教育委員会事務局副局長 給食だより、献立表の裏面に——印刷すると裏面にあるんですけども、ちょっと今回この機会を得まして、私も久しぶりに献立表というのを目にしまして、実はホームページで——担当課のほうから資料の提供を受けたんですけど、実はホームページで探しまして、載ってるかいなと見たんですが載ってました。保護者におきましては、子供さんがお持ちになる献立表を実際にどこに置いてるか、冷蔵庫に貼ってるのか分かりませんが御覧いただいて、その印象というか感想というか、そんなんのちょっと受け止めというのを回収するというのは、目的を何に置くかというのものもあるんですけども、一方で、学校のみならず広く発信するという意味では、ホームページであるとか、様々な場面で子供たちに対する食育は、給食はこんなことに今なってるんだよということを知っていただく機会を提供するというのは必要かと思いますので、様々な方法でもって広く発信はしていきたいというふうに考えてございます。

○委員（山下てんせい） でもやはり、興味を持っていただけるかどうかというのは別物でして、それこそホームページを見に行くという作業をやってくれるかどうかと云ったら、それこそ本当にかかなり限られると思うんですね。だからちょっと目につくような工夫というのは要るかなと思うんですけど、1つは、先ほどのチェックリストじゃないんですけど、クックパッドの神戸市の小学校の給食レシピなんですけど、今見たらフォロワーが2,431人なんです。これが1つの指標になるかなというふうに思うんですけど、見ていただいて、レシピを見ていただいた数で、どれぐらい見てもらってるのかなというふうな分析というのができたら、もしそういう追跡がちょっと面白いと思ったらやってみてはいかがかなと思います。

私としては、本当にぜひお忙しいお母様方も食育だよりを見ていただいて、神戸の給食について知っていただきたい。

実は私、未来都市創造に関する特別委員会の報告会でも言ったんですけど、神戸の子供たちが、大学とか社会人を機に神戸から去っていくというふうなデータが出てます。どんどん若者が減ってるというのはどうしたらいいんだということを1年かけて調査したんですけど、何が必要ですかということを会場で聞かれて、私は食育だというふうに答えたのを覚えてます。そのときに、まず神戸の子供たちに、あの給食うまかったよねというふうに思っていたきたいんですよね。そのためにいろんな人の力を借りて、言うたら総がかりでやっていく必要があると思うんですけど、これ最後の質問です。食育の推進に当たり公民連携は大切な視点であると思います。昨年だか一昨年だかに、ケンミン食品さんによる出前授業なんかも行われていたと記憶しておりますけれども、こういった食品会社や関連業界との連携を推進することで、食育と企業CSRの実現というウィン・ウィンの関係が培われると思います。教育委員会としてもこういったことには積極

的に取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 先ほど御案内いただきましたケンミン食品とは今も教育委員会としてはつながりもございますので、何らか引き続きの新たな展開なんかも考えられたらと思うんですけども、全体のほうの御質問に関して申し上げますと、学校給食で特定の事業者の方と組むというのは、可能性としてゼロではないんですけども、冒頭の御質疑でもありました入札の手続とか食材調達面で、様々調整は必要かと思います。一方で、委員がおっしゃっている趣旨としては、学校給食以外のところでもということであろうかというふうに理解をしておりますので、そういう意味で言うと、市長部局、様々な企業とつながってます。それから、教育委員会としても当然事務局として、学校園として、様々な企業との御近所のつながりであるとか、とある事業でのつながり、様々あるかかと思っておりますので、そういったものを駆使しながら、食育に関する何か連携事業ができないか。何かの改善点として、事業をつくるばかりでは手が回りませんので、そういった観点も踏まえて、そういったことにも取り組んでいければなというのが、考えというか感想になってしまうんですが、以上でございます。

○委員（山下てんせい） 私も1回の質問で明快に何かお答えがいただけるとは思ってないです。本当に答えがない質問を最後答えていただいたなというふうな気がいたします。

ただ、やっぱり印象に残るとか記憶に残るというのは別の問題じゃないかなと思いますので、ただただ給食事業を淡々とやっていくのではなくて、目的と意図を持って、子供たちにどういふような体験をさせるかとかいう視点も考えながら、できることをやっていただきたいなど。その1つの手段として、いわゆる出前授業とかいろいろあるんだろうと思いますので、ぜひそういった工夫も引き続き私も探してみたいと思いますし、提案していけたらと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

委員長、以上です。

○委員（さとうまちこ） すみません、また戻って申し訳ないんですけど、K O B E ◆ K A T S U についてです。やはり教員の多忙化が言われておりまして、土・日も部活の教員は御家庭でワンオペになっていたとか、一方、熱血で周りの教員たちにしわ寄せが行っていたことなどを聞いております。

これも以前にお伝えはしておりますが、部活に関して、日の当たるところ、根性論とか、そういった気持ちが鍛えられるみたいなのが議論されているような印象あるんですけども、部活の中でも生徒間のいじめや教員のひいきが日頃の授業にも影響を及ぼすというようなこともお聞きしておりましたし、暗い部分も多々ありました。経済停滞もありまして、児童数が減り、部活も減り続け、今後の存続は難しいということは分かっておりますので、やはりどこかで決断するということは必要かと私も思います。

不登校児童が増え続けてるというところに関しては、私——— といつか本当はもっと先生方には部活をやっている生徒たちだけではなく、授業や子供たちに集中してほしいですね。

時代の変化が早いということはもう皆さん認識があると思うんですけども、子供たちのやりたいことも多様化しております。部活があるから、所属しないと進学に差し障るという考えもありましたし、それなら、部活がなくなるならやらなくていいなという生徒たちの声も聞いております。

こういったことも私以前も提案をさせていただいてるんですが、ゆる部活ということで、子供たちに任せるといふのも本当にありだと思っています。子供たちが自分たちでグループをつくるな

り、何をやりたいのか、活動の内容を決めて、そして、先生にもお伝えして、地域の方に来ていただいて、先ほど出てきた、言ったら文化的なこと、地域の方にはヨガでも何でもプロ的な方たくさんいらっしゃるんです、そういった方に子供たちがお願いするというようなことを、企業とかにお願いしているというようなこともあるんですが、同時に進めていけば、割と問題解決していくことも多いんじゃないかなというふうに思います。当然、その部活、放課後どうするのかと、部活がなくなったらどういった問題が起こるのかということに関しても、そういったこと全て含めて、大人が与えるだけではなく、子供たちも考えて議論をしてもらえばいい。これちょうど本当にいい材料になるんじゃないかなというふうに思っています。

やはり今後、自由進度も進めていただくという認識で大丈夫だと思うんですけども、本当に大事なことで、子供たちが能動的に活動内容を決めて、そして、進めていくというのは、非常に人生の上でもいい経験になると思います。

幸いにもK O B E ◆ K A T S Uに手を挙げていただいている大きな団体もあったりして、これは今までに本当になかったことです。非常に私、いい機会になるなというふうにも考えております。そんなわけで、もうずっとお伝えしてるんですけども、早く地域との連携を進めていただきたいというふうに思っております、文科省のほうでも、ぜひそれはもちろん同時にやっていくことなんですよというお答えをいただいているんですが、今後、地域の方々との連携というのは、いつどういうふうに進めていくのか伺いたします。

○**下條教育委員会事務局部長** 御指摘いただいたのは非常に重要なところかなと思ってございます。現に1次募集の中でも、ゆる活動といいますか、子供たちが自由に創作をしたりとか、そういった活動も多く出てきているようなこともございます。我々が地域に御説明に参るときにも、子供たちがしたいことを、保護者の皆さんがコベカツクラブを立ち上げて実現してもらおう。そういったこともお願いをしているところでございますので、まさにそういったことが地域として立ち上がってくれば素晴らしいことだと思っております。また、地域との連携みたいなことを地域にどうやって声を届けていくのかみたいなことでもございますけれども、区役所とも連携をしておりますし、区役所に配置されている地域コーディネーターの皆さんとも連携をしながら、そういった掘り起こしも並行して今行っているところでございます。

○**委員（さとうまちこ）** よろしくお願ひいたします。地域の団体となるとこれまた難しくなるので、団体の方が知っている何かいろんな特技を持った方に来ていただいて、教えていただく。月1回でもそれが重なれば、月2回でも、隔週でも、何とでもなっていくと思いますので、その辺りもしっかり力を入れていただいて、教師の方も余裕を持って子供たちを見て、授業の改革を行っていけるという体制を整えていただきたいというふうにお伝えして、以上でございます。

○**委員（やのこうじ）** 長時間申し訳ありません。2点、教職員の更衣室とK O B E ◆ K A T S Uの件で御質問をさせていただきたいと思います。

まず、更衣室のエアコンの件なんですけど、子供たちの環境はもう本当によくやっていただいて、教室も特別教室も進んでおりますが、残念ながら教職員の更衣室に関しましては、まだ5割ちょっと超えた程度かなと、数字をつかんでるんですけども、やはり若い先生方が産休前で、ちょっとほっと休んだりするのが、職員室や保健室で休むことができませんので、そういうところに休めるようなスペース、搾乳の必要な先生方もいらっしゃるようですので、ぜひともこれ早急にエアコンの完備を進めていただきたい。私、今日も朝ちょっと駅のほうで御挨拶させてもらってましたけど、陰に立っていても汗が止まらないんですね。やはりいい環境で子供たちの前に

立たないと、いいパフォーマンスで子供たちに接することはできませんので、そのところ取組をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○有原教育委員会事務局部長 教職員の更衣室の空調整備についてでございます。

子供たちを優先して環境改善を進めてきたということは、やの委員御指摘のとおりかというふうに思ってます。

児童・生徒の教室等については、早くからエアコンについては平成25年から本格的に整備を進めたかというふうに思っておりますけれども、27年には普通教室全教室が完了し、その後も、利用頻度が高い特別教室・多目的室についても順次完了してきたというところでございます。後回しにしてきた感がございますけれども、教員にとって働きやすい職場環境づくりが重要だということについては、私どもも同じように考えております。

更衣室の空調整備の整備率でございますけれども、以前にお答えさせてもらいましたのが、令和6年1月末現在で、53%という整備率御回答させていただいたかと思っておりますけれども、順次整備のほうも、少しずつですけれども進めておりまして、それが令和6年10月末には58%、4室追加で整備しましたので58%。直近の今年、令和7年4月末現在では60%ということで、ここもこの半年で4室を整備したということで少し整備率のほうも増えております。もちろんこれで十分だということは考えておりませんでして、今後も工夫しながら整備を進めていきたいというふうに思っておりますし、また、予算の確保も必要かと思っておりますので、教職員の職場環境の改善の必要性ということについて、庁内でもしっかりと議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（やのこうじ） 史上最速の梅雨明けも起こっておりますし、引き続き全力で進めていただき、命を守るためにもお願いしたいと思います。

先日ある学校の先生が、自分とこの更衣室にエアコンとか仕切りがあったらいいなということで声を上げてたら、タイミングよく教育委員会してくださったという喜びの声も耳にしております。新しい学校、例えば、御影北小学校とかいろいろ見させてもらいましたけども、そこにはシャワールームがあったり、畳エリアがあったりとか、本当に休めるスペースがありますので、そのところもしっかりやっていただきたいと。

先日、数年前ですけども、六甲山小学校にちょっと寄せてもらったことがあって、もうびっくりしたのは、学校が小さいというのもあるんですけども、女性の更衣室が衣服店の試着室ぐらいのスペースしかなくて、男性に関しては、校舎内には無理なので、何か物置みたいなところの隅に追いやられてたところもあったので、そちらの更衣室の充実もしっかりと、また学校と相談していただいて、場所の確保をお願いしたいと思います。若い先生方がどんどん入ってきてますので、「ええ、こんなとこなん。」というふうにならないようにお願いをしたいと思います。

最後に、K O B E ◆ K A T S U の件で、昨日も読売新聞でも大きく取り上げられていて、関心が高まっているんだなと思っております。私は、K O B E ◆ K A T S U、来年の9月に何としてでも成功させてやっていただきたいという思いで、今日、声を上げてるんですけども、何せ部活動ができたらいいいんですけども、今後10年間で1万人の生徒さんが減ると、これ中学校でいうと25校分ですよ。やはり教職員の定数というのは、児童・生徒が減少すると先生が減ってしまう。部活動をしっかりやってあげたいけどもできないんだということで、これは神戸の子供たちの幸せを——教育長おっしゃったように多様なニーズに応えて、子供たちがわくわくするようなこと

ができないわけじゃないですか。だから、そのところはしっかりとやっていただきたいと思います。

ただ、昨日の新聞でも北区で吹奏楽や男子卓球がゼロという数値がありましたけれども、幸い、1回目の募集では526の応募があったり、今、第2回もやってますし、この数値を見て、何とかお力添えになれないかということがあったりとか、事務局のほうも何とかやろうというお考えを持ってくださってると思います。

議会のほうでも教育長のほうが、立ち上げの際には、学校の教員にもしっかりと応援いただきたいという答弁がありましたけれども、熊本県熊本市のほうがちよっと逆行して、部活動を維持するということになってますけども、難しいと思います。はっきり言って。だけれども続けていこうと思ったら、やはりその指導者への報酬であったりとか、何らかの担保をしていかなあきませんし、今一番恐れているのは、部活の練習試合の引率が今でも行われてますけども、会場への交通費は教員の自腹であったり、トラブルが発生して、もしかしたら懲戒免職になる可能性もあるということですから、何とかこれ改善をやってほしいと思うんですけども、現時点でのK O B E ◆ K A T S Uへの思いをちょっともう1回聞かせていただいたらと思います。いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 K O B E ◆ K A T S Uへの移行に向けて、先ほど議員からも御紹介いただいたように、まさに思いとしては同じでございまして、それに向けて、2026年の9月にしっかりとスタートが切れるように、今そういった地域の団体であるとか、競技スポーツ団体のほうにはお声がけをさせていただいているところです。

一方で、教員の皆さんの中でも、やはり引き続きそういったコベカツクラブを立ち上げて、子供たちへの指導もしたいといった方もございますので、そういった方々の環境整備といいますか、そういった兼職兼業の手続の件とかもしっかりと進めていきたいと思っております。

いずれにしても、子供たちがわくわくできるような活動がしっかりと確保できるように、事務局もやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員（やのこうじ） 部活動の地域移行が拙速ではないかとかいろいろな反対のお声も届いておりますけども、とにかく、金銭面のこともやっぱり心配が出ておりますけども、やはり保護者には安心をしていただいて、子供たちが遠慮や心配を持たなくて、気持ちよくK O B E ◆ K A T S Uに参加できるような、そのところもしっかりと今検討してもらってると思いますけども、お願ひしたいと思います。応援しておりますので頑張ってくださいと思います。

以上です。

○委員長（徳山敏子） 他に御質疑はございませんか。

（なし）

○田尾教育次長 すみません、私の先ほどの答弁に1点誤りがありましたので、修正をさせていただきます。西委員からいただきました美術部の活動頻度でございますけれども、私の答弁の中で、平日5日活動している学校もあるかもしれないというふうに申し上げましたが、神戸市の中学校の部活動のガイドラインにのっとって水曜日は活動しておりませんので、平日の最大の回数は4日でございます。訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○委員長（徳山敏子） ありがとうございます。

それでは、他に御質疑がございませんので、教育委員会関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。長時間ありがとうございました。

それでは、委員の皆様申し上げます。午前中の審査はこの程度にとどめ、この際暫時休憩したいと思います。休憩時間短くなりますけれども、午後1時45分より再開いたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（午後1時0分休憩）

（午後1時45分再開）

○委員長（徳山敏子） それでは、ただいまから教育こども委員会を再開いたします。

これより、こども家庭局関係の審査を行います。

それでは、事業概要及び報告1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○中山こども家庭局長 こども家庭局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着席させていただきます。

それでは、事業概要、報告1件につきまして一括して御説明申し上げます。

初めに、こども家庭局の令和7年度事業概要につきまして御説明申し上げます。

事業概要の1ページを御覧ください。

Ⅰ. こども家庭局の概要でございます。

2. 局の職員数ですが、令和7年4月18日時点の職員数は1,446人です。

3. 令和7年度予算の概要ですが、100万円未満を省略して御説明申し上げます。

（1）一般会計につきまして、歳入合計878億9,900万円を、歳出合計1,473億600万円を計上しております。

次に、特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費）につきまして、歳入予算・歳出予算で、3億700万円をそれぞれ計上しております。

2ページに移りまして、Ⅱ組織と事務分掌を掲げておりますので、詳細につきましては後ほど御覧ください。

3ページに移りまして、令和7年度主要事業ですが、新規拡充事業を中心に説明させていただきます。

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援といたしまして、（1）見守り支援・親と子の健康確保増進、（2）産後ケア事業において、育児支援や児童虐待予防のため、助産所等への委託料を増額し、利用申請開始時期を出産後から妊娠8か月に前倒しするとともに、（5）1か月児健康診査費用助成として、乳児1人当たりの助成費用を上限4,000円から6,000円に増額します。

（2）教育・保育の提供体制、（1）保育人材確保・定着支援として、4ページに移りまして、⑧保育士等の処遇改善では、保育士等の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告を踏まえた職員の処遇改善を行います。また、（3）保育士の配置改善として、要件を満たす施設が1歳児クラス保育士配置を6対1から5対1に改善した場合、給付費を加算します。（4）こども誰でも通園制度の実施として、施設への補助及び実施施設を拡充するとともに、（5）病児保育事業の拡充として2か所を新規整備するとともに、施設への補助を拡充します。

（3）放課後こども対策の推進、（1）学童保育ニーズ等に対する受け入れ体制として、学校図書館を放課後の居場所として活用し、学童保育利用者に限らない全ての児童の受入れをモデル的に実施します。

5 ページに移りまして、(2)夏休み限定の学童保育事業として、夏休み期間の学童保育の受入れ可能施設数を拡充するとともに、夏休み期間中の昼食提供の拡大に向けたモデル事業を実施します。また、(3)学童保育におけるスポーツ体験事業として、学童保育において、児童の外遊びを促進することを目的に、様々なスポーツを楽しむ機会をモデル的に提供します。

(4)子育て世帯の経済的負担の軽減、(1)高校生等通学定期券補助の拡充として、市内在住の高校生等が市外高校等に通う場合、半額補助に拡充するとともに、(2)保育料の負担軽減として、若年共働き世帯等の所得に応じて保育料を引き下げます。

6 ページに移りまして、2. こども・子育て世帯の状況に応じた支援といたしまして、(1)児童虐待防止・社会的養育の推進、(1)児童虐待対応体制の強化として、児童虐待対応等に係る職員を7名増員するほか、児童相談システムを再構築するとともに、児童虐待事案の情報を警察と共有するための機能を追加します。また、(2)里親委託の推進として、養育里親のリクルートや里親制度の広報・啓発、里親家庭への支援を充実させ、特に乳幼児期の子供の委託を重点的に進めます。

(2)発達が気になるこども等への支援充実、(1)発達相談支援体制の充実として、こべっこ発達専門チームによるモデル事業を中部地域まで拡充し、市内全域に展開します。また、(3)インクルーシブ保育の充実として、①すこやか保育の充実では、保育士加配補助を拡充するとともに、手帳等を所持しない児童を預かる保育施設に、保護者同意不要の補助制度を創設し、②保育所等における医療的ケア児の受入れでは、新たに1施設増やし、合計22施設で受け入れます。

(3)ひとり親家庭への支援の充実、(1)ひとり親家庭等低所得子育て世帯の大学等受験料補助として、児童扶養手当受給世帯または住民税非課税世帯に対し、大学等受験料を支援します。

8 ページに移りまして、3. やってみたいを支える、こどもを主体にしたまちづくりといたしまして、(1)まちなか自習室として、カフェなどの民間施設を対象に、中高生が自習スペースとして無料で利用できる新たな仕組みをつくり、(4)こどもの居場所づくりとして、事業に取り組む地域団体等に対し、食材高騰の影響も踏まえた支援を行います。

9 ページに移りまして、4. 神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくりといたしまして、(1)児童館のさらなる活用として、外国人などを活用した英語学習や国際交流の機会を提供します。

以上、令和7年度事業概要について御説明申し上げます。

続きまして、神戸市における児童虐待相談の状況につきまして御説明申し上げますので、お手元の教育こども委員会資料の1ページを御覧ください。

1. こども家庭センターにおいて、(1)令和6年度の相談・通告の総件数は3,164件となっており、前年度比で258件増加しております。(2)各種統計につきましては、後ほど資料を御覧ください。

3 ページに移りまして、2. 区役所・支所において、(1)令和6年度の相談通告の総件数は1,888件となっており、前年度比で236件増加しております。(2)各種統計については、後ほど資料を御覧ください。

5 ページに移りまして、4. 令和6年度における児童虐待防止対策の取り組みですが、こども家庭センターにおける職員を4名増員するとともに、令和7年3月に、市内5か所目となる児童家庭支援センターを垂水区に設置しております。

5. 令和5年6月に発生した児童死亡事案についての検証報告書における提言への主な取り組

みですが、（１）通告・相談等の初動対応やアセスメントの流れを整理するとともに、（２）迅速な情報共有と関係機関との連携を図り、（３）こども家庭センターの職員研修とスーパーバイズを充実させました。また、（４）区役所における要保護児童対策地域協議会の有効なあり方については、警察を各区要対協のメンバーに新たに加えました。

６ページに移りまして、参考に、令和７年度の主な取組みについて記載しております。

以上、事業概要、報告１件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（徳山敏子） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

まず、報告事項、神戸市における児童虐待相談の状況（令和６年度）について、御質疑はございませんか。

○委員（山下てんせい） １点だけ失礼いたします。本当はもうちょっと細かく聞きたかったんですけど、虐待相談ダイヤル189についてでございます。

事前に御協力いただきまして、189の普及率、相談件数何件ぐらいあるのかというのを調べていただいたんですけども、全体数の——そうですね、個人という視点で考えれば、私の手元では３～４割の方が189を利用していると。特に近隣や知人の方が通報したものは、ほぼ189を経由しているんだと想像するならば、ある一定普及していると思うんですが、一方で、児童虐待の早期発見というものの重要なツールとして、今後、189の普及というのはもっと力を入れていかなーいといけないと思うんですが、当局としてはどのように取り組まれているのでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 児童虐待の早期対応に関しましては、やはり市民の方からの通報というのが大きな要因というふうになってきます。そのためにも、やはり児童虐待の在り方を考えていく上では、市民の方にその児童虐待の中身をしっかり理解していただいて、早期に通報していただく。神戸市の場合は、神戸市こども家庭センター、我々こども家庭センター、もしくは区役所のほうに通報いただくというふうな仕組みになっておりますので、そのような通報の仕組みというのを広く市民の方に知っていただいて、早期に通報していただき、早期に対応していくということが、重篤な事件を防ぐというところで非常に重要というふうに考えております。

そのための189につきましては、全国的にも浸透しておりまして、我々こども家庭センターのほうにも、189を通じて、夜間・休日も含めて１年間、24時間365日通報が入る仕組みというふうになっておりますので、これからもこの189については、広く周知を行うことによりまして、虐待の予防対策につなげていきたいというふうに考えております。

○委員（山下てんせい） 具体的なスケジュール感なんですが、例えば、189を普及するための、いわゆる啓発の時期、キャンペーンの時期、あるいはこういったツールを使っていくのかという予定はございますか。

○丸山こども家庭局副局長 毎年11月が児童虐待の防止月間になっておりますので、オレンジキャンペーンと称しまして、市内各地でのライトアップ、また、事業者の連携も踏まえまして、啓発バッジを装着していただいたり、また市のホームページでは、189につながるように、こういったものが虐待に当たるのかという法務省の動画、それから、こども家庭庁が策定しております虐待対応の189を示したページとのリンク、そういったことで市民への啓発を行っておりますけれども、また、地域での見守りをしている主任児童委員の方々ですとか、そういった方

にも年1回研修を行っておりまして、地域でそういった方を見聞きして、主任児童委員の方に連絡・相談があった場合は、区役所のほうに、また、189がある疑いでもいいので相談してほしいということと呼びかけていただくように御協力をお願いしているところです。

○委員（山下てんせい） 今まさに7月なんですけど、長期休みの前でございます。そして、虐待というものが一体どのような経路で始まるかということもやはりしっかり考える必要があると思うので、この11月というものを画一的に考えるのではなく、もっと柔軟に、例えば、長期休み前・中、あるいは虐待の報告件数が多くなるとされる時期をしっかりと捉まえて、柔軟にそういった啓発活動を行っていくほうが効果的ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○丸山こども家庭局副局長 御指摘いただきましたように、長期の休みに入りますと、食事が適切に与えられない家庭があるというふうにも言われております。その間に体重減少したりという見守りの目が少なくなるということも指摘をされているところですので、教育委員会におきましても、そういったことがあるということも踏まえて、子供たちに189を伝えるというタイミングも行っていたいておりますし、また、我々こども家庭局で実施している子供の居場所の、いわゆる子供食堂でも、夏休みに集中してそういった食事提供をさせていただいているところもありますので、そういった様々なところを連携しながら、リスクが高いと言われている時期ですとか、そういった御家庭に直接支援が届くように、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（山下てんせい） 工夫のほうをよろしくお願いいたします。
以上です。

○委員（村野誠一） 児童虐待相談件数を、先ほど3,164件というふうに御報告いただいたけれども、相談通告総件数というふうに書いてあるんだけど、これはだから、何ていうのかな、この中で、いわゆるいじめなんかやったら重大事案とはというのがあるんだけど、この相談通告総件数の中の、一番ひどいというか深刻なのは、殺人まで至ったとか、そういうものがあるわけけれども、その辺はこれ相談だけとか通告だけ、だから軽いものもかなり深刻なものもこの中にはもう全て含まれているのか。また、この件数の中から、実際通報があったりとか相談があって、結果、かなり深刻なものが何件ぐらいの割合であるのか。ちょっとその辺をまずお伺いしたいと思います。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 この3,164件には、虐待の全ての通報があったものを含んでおります。いわゆる軽いものから本当に重度のものまで含んだ内容の件数というふうになっております。

神戸市こどもを虐待から守る条例の8条では、虐待事案のうち市長が重大と認めたものについて、速やかに対応状況を把握し、こども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならぬというふうにされておまして、さらに第2項のほうで、重大と認めた事案については市会に報告しなければならないというふうにされております。

資料のほうの5ページの3番のところに、神戸市における重大事案というところで、昨年度についてはなしというふうにさせていただいてるんですけれども、この重大事案というふうなものの考え方につきましては、その虐待によって児童が心身に著しく重大な被害を受け、児童の生命に危機が及ぶ事案というふうに考えておまして、昨年度に関しましては、そこまで重度のものはなかったというふうに考えております。

○委員（村野誠一） 重大事案は、先ほど言った市会に報告しないといけないという、議会に報告

するということ、市長に報告するとでしたっけね。間違っていたらまた修正していただきたいんだけど、それはもう本当に重大なんだけど、そうではないものがやはり重要だと思うんですよね。そこまでいったら本当に刑事事件とか、そういうことにもなるかも分からないけど、逆に、通報はあったけれども、虐待ではなかったとか、誤報だったとか、定義として虐待に至るところまでは行ってないというようなものもこの3,164件の中にも含まれるんでしょうか。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 3,164件の中には、やはりおっしゃるとおり、通報はありましたけれども、実際に虐待が認められないというようなケースも含まれております。中には、やはり虐待があったのかなかったのか分からないというような、いわゆる我々のほうでは疑いのケースというふうに呼んでますけれども、そのようなものも含んだ件数というふうになっております。

○**委員（村野誠一）** 認められなかったというのは何件なんですか。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 虐待があったのかなかったのか分からない疑いと言われるものの件数が、昨年度はこの3,164件のうち642件というふうになっております。

○**委員（村野誠一）** この642件、だから認められなかったのと疑いというのは、これはすごく微妙で、認められなかった、しっかりきちっとヒアリングして、現地も確認して、認められなかったと。であれば、それはもうそれで結構なんだけど、よくテレビ等で、なぜこのときに助けられなかったのかとか、なぜこのときに適切な行動を起こせなかったのかというのは、見解の相違であったりとか、本来これは虐待として、このときにこのSOSをとかね、プロだったらそこを認識して動くべきだったのではないのかというような、往々にしてそういうのが議論されるわけだけど、この642件の今おっしゃった疑いの部分で、そこはできるだけ積極的に——積極的に疑うというのはちょっと誤解を生むかも分からないけれども、だから、やはりもしものことがあると、その虐待を受けている可能性のあるお子さんの心身に影響があるわけですから、そこをだから積極的に疑った、ちょっと語弊があるかも分からないけど、積極的に疑ったけれども、642件は認められなかったという、そういう数字というふうに認識していいんでしょうか。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 疑いの中には本当に様々なものがありまして、近隣通報で、やはり隣の家から赤ちゃんの泣き声が聞こえるといった内容の通報もあります。泣き声というのもいろいろありまして、当然赤ちゃんですので泣くものもあって、それがやはり隣の人から聞いてると気になるというような感じでの通報なんかもあったりします。

ただ、やはり我々としまして、この疑いであつたから全て虐待なしとして対応を終えるのではなくて、やはりこの疑いのケースに関しまして、必ず関係機関への調査というのは全て行います。その上で、我々のほうは1回の対応で終わるということもあるんですけども、関係機関のほうとは情報共有をしながら、しっかりその御家庭を見守るというところを引き継いだ上で終わるというようなところの対応をしております。

○**委員（村野誠一）** この疑いの部分が、結果的に虐待が起こらなくて、事なきを得るというか、であればいいんだけど、言ったような経過観察というか、やはり明確には認定はできないけれども、どうだろうというようなところについては、しっかりとそのフォローというか、経過観察は現在はやっているということですね。お願いします、御答弁。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 委員おっしゃるとおり、疑いというケースに関しまして、必ず関係機関には見守りを依頼して、もし何か気になる点等あれば、我々こども家庭センター、もしくは区役所のほうに通報するというところの御協力をお願いしているところであります。

ます。

○委員（村野誠一） このグラフを見ると、これ11年からずっと令和6年、もう27年、28年からぐっと伸びていって右肩上がりですよね。毎年、少子化、少子化で、特殊出生率は下回った、下回ったというような報道がある中で、子供は減ってるけれども、虐待の通報件数というか、だから今言ったように、通報はあったけれども実際はということもあるのかも分かんないけど、恐らくそれは一定同じ割合ぐらいなのかなというふうに——勝手に、根拠はないんだけど、私としては今そういう認識なんだけど、それ考えると、それでも実際にだからこの虐待の件数というのは右肩上がりです。伸びていってるわけだと思うんですけど、今後も伸び続けるのか。これをどういうふうに皆さんはこのグラフから考えておられるのか。やはり虐待というのはもうなくならないんですと。今後も増え続けるんですと。だから虐待が起きたときに、できるだけ早くに見つけるのが、この虐待の対応なんですなのか、やはり起きないように、起こさないように対応することもあるのか、それが実現できるのか。その辺はだからこの虐待について、施策を展開していくときに、いわゆる事後、起こった後に対処するのか、それとも起こらないように展開していくのかということは重要なんだけど、だから、市町は、例えば、人口はもう減っていくんですと、これもう抗いようがないからそれに合わせていくんですという、だから、この虐待ももう増え続けるんですと、これは抗いようがないんです。だからそれに合わせ対症療法でやっていくんですなのか、やはり虐待は、国とか県とか市とかいろいろ役割分担ありますけれど、やはりきちっとやるべきことをやれば、これはやっぱりゼロとまでは言わないけれども、ぐっとやっぱり減らすことができるんだと。この右肩上がりをやはりぐっと減らしていくこともできるんだと。その辺だからどういう認識でこの虐待の問題について、こども家庭局として取り組んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 まず、虐待のその傾向についてなんですけれども、全国的な虐待通報件数に関しましても、やはり右肩上がりの状況が続いております。ただ、近年の状況を見てますと、ややその伸びが鈍化しているというか、伸びがやや高止まりの状況にきているのかなというふうに思っております。ただ、これまでも虐待が増加している状況を見ますと、やはりマスコミ等で大きく取り上げられるような事件、例えば、平成30年の東京の目黒区で5歳の女の子が亡くなったような事案であったりとか、平成31年の千葉県の野田市で10歳の女の子が亡くなったような事案なんかがあると、虐待の通報件数がぐっと増えてくるというような傾向にあります。

我々神戸市のほうにおきましてもですね、令和5年度に西区のほうで死亡事案があったというようなところで、今年の1月に検証報告書なんかも出されましたけれども、その中で関係機関との連携というところも指摘されておりますとおり、我々も事件後、その関係機関に虐待の普及啓発というところを行っていく中で、令和5年度、6年度については、一定増えてきているのかなというふうな認識であります。

あと、虐待については、今後も増えていくのかというところなんですけれども、ちょっとそこはなかなか読みづらいところがあるんですけれども、やはり今後も一定件数としては増える可能性があるのかなというふうには考えております。

ただ、国のほうでも言ってますとおり、やっぱり虐待については、発生した後の対応というのでも必要なんですけれども、虐待の発生予防というところでも必要というふうに言われてまして、虐待が起きる前の対応というのでも我々としてもしっかりと取り組んでいかなければいけないというふう

には考えております。

虐待の発生要因として言われておりますのが、1つが保護者側のリスク要因ということで、例えば、予期せぬ妊娠であったりとか、保護者の方の疾患の問題であったりとか、あともう1つの要因が子供の側のリスク要因としまして、子供の発達特性であったりとか、障害があったり、それが親にとってちょっと育てにくさにつながったりというようなところが関係していたりとか、あともう1つの要因が、養育環境のリスク要因としまして、経済的な問題、それとか親族・地域からの孤立、あとDV問題、ステップファミリーといったような問題が複合的に重なり合って虐待は生じるというふうに言われております。

国のほうでは、虐待の発生予防としましては、やはり妊娠期から出産後までの切れ目ない支援体制の整備というところを求めてきております。これを神戸市のほうに考えてみますと、神戸市のほうでは、平成14年から各区役所のほうにプロジェクトチーム、こども家庭支援室を設けまして、保健部門と福祉部門が一体的になって支援を行うというような支援を行ってきております。その中で、妊娠から出産後までの切れ目ない支援というのを行っておりますので、区役所での支援プラス我々こども家庭センターのほうでのハイリスク家庭への支援というところをしっかりと連携していきながら、今後も虐待予防にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員（村野誠一） 国が言ってるからとかということではなくて、虐待の問題というのは、ずっとこども家庭局取り組んできているわけですね、現場として実際に。物すごく、何ていうかな、残酷というか、ひどいような案件も皆さんとして扱ってきているわけですが、先ほどのマスコミで取り上げられたら通報件数が増えるからではなくて、実際、虐待件数も恐らく増えてるんですね。だから空振りに終わったって別にそれは構わないんだけど、それは皆さんが関心を持って、ちょっとしたことで通報する。これは別に悪くはないんだけど、私は問題視してるのは——問題視といってもあなたたちが悪いと言ってるわけじゃないんだけど、いわゆる実際の、今回で言ったらこの2,522件、先ほど引き算するとね。これはだから実際に虐待であったわけです。その経過観察も642件あるわけで、これがだからずっと増えてきてると。鈍化と言うけれども基本的には増えてきてるし、まだ増える可能性があるわけですね。これを減らさないといけないわけなんだけど、皆さんが、例えば、係長を加配しましたとか、何とかを増員しましたとかという、この案件、これに限らないけど、基本的にやらないよりはやったほうがいいし、足らずを補っていかないといけないから、少なくとも強化はしてるし、前には進んでいってるんです。だから、やることがけしからんとか後ろ向いてるやないかということにはならないんだけど、実際にその皆さん方が、これ参考で6ページでも並べてるような、今までやってきたことで減ってきてるんですかということ。だから、結果、効果が出てきてるんですかということなんですね。よく役所が、私たちはこれもやっています。あれもやっています。1人増やしました。ここにもこんなことやりました。あんなことやりました。いやそれは分かりましたと、やってるんですね。じゃあ効果は出てるんですかということなんですよ。だから、確かにこれだけの人数が出てきて、何でもそうだけど、早期に発見して、速やかにフォローしていくということは重要なんだけど、言ってるようにずっと今後も増え続ける、いわゆる発生し続ける、ここを何とかしなかったら、ずっと発生し続けるわけですね。発生する人数が増えてるから、それに合わせて職員をどんどん増加するよりは、その予算とか人を発生しないように、そこに重点的に投下して行って、いわゆる蛇口を閉めていくということが、長い目で見たときに、効果が出てきましたと。やっぱりだんだん減ってきましたということになるのかなと思うんですね。だから

皆さんがやってることを聞いてると、どうもまだ対症療法というか、早期で発見して、それで寄り添っていく。起きないようにということについては、何を皆さん方は具体的にやってるのかということをお伺いしたいのと、そのためには、どういう人たちが虐待せざるを得ない状況、先ほど理由としては、発達障害のお子さんをと、家庭環境をと、いろいろあるけれども、加害と被害が出るわけですね。どんな理由があったって、私は同情もするし——加害の人が悪いとは、刑事的にとか、いわゆる何が理由があったってどついたらあかんとか、それはあるかも分からないけど、そこに至る、そこまで追い詰められる。何でそんな追い詰められる、そこまで1人だったんだとか、何でこの社会はそういうふうに、そんな苦しい思いをして子育てしないといけない状況になってるんだとか。こういうことはきちっと議論しないといけないんだけど、基本的にはやっぱり虐待を起こしてしまったから加害になって、受けた子供は被害になるわけで、どういう人たちが多いのかと、傾向——やはり独り親家庭、父子でも母子でもそういうほうが傾向としては多いのか。それとも、いやそれとはもう全く関係ないですと。保護者2人、父親も母親もいても虐待傾向というのもあるって、だからそこに相関とか、いわゆる全く影響というか関連性はないですと、やる家庭は理由があってやるし、その辺はどういうふうに皆さんは分析をしている、傾向としてはどういうところが多いのか。ここにはその辺は載ってないのかなと思うんだけど。

○丸山こども家庭局副局長 1点目の予防のための取組についてでございますけれども、虐待防止法が策定されてきましてから、子育ての支援というのは我々としても充実をしましてまいりました。その背景には、やはり子育ての負担が大きいとか、周りに子育てを手伝ってくれる方がいなくて孤立しているとか、そういったことから孤立の中の子育てで子供と向き合う時間が長くなって、その不安とかいろいろが子供に向いてしまうというような背景も見えてきました。そういったことで、妊娠期から背景をお聞きして、これが望まない妊娠だったのか、喜んで願ってかなった妊娠だったのかというところで、胎児の時点から母親が向き合う気持ち、また、パートナーからの協力が得られるのか。それから、出産後の経済的問題ですとか、住まい、そういったところにも不安を抱える方がいらっしゃるということも分かりましたので、そういった産前産後のケアする取組、産前産後ホームヘルプサービス、家事・育児を応援するもの、それから、助産所や産科の医療機関で助産師さんが母親と赤ちゃんをケアする事業、産後ケア事業ですけれども、こういったことで産後直後の一番不安の高い時期のケアを行うということが効果があるということで、神戸市でも充実に努めてきております。例えば、この産後ケア事業を利用している方が、利用していない方に比べてどんな状況なのかということ調べましたところ、育児を楽しんでいる方が、利用していない方に比べて約3倍多いという、産後ケア事業を利用している方に、そういった楽しいと感じられている方が多いという結果が出ています。

また、アンケートも実施しまして、利用する前は精神的にもまいっていて、赤ちゃんに向き合う余裕がなくなってきたところ、これらを利用することで、スタッフに精神的にも支えられて不安が解消され、気持ちも楽になったということも多く聞かれておりまして、虐待防止にもつながっていると考えているところでございます。

また、2点目の、どんな背景で虐待が起こっているのかということですが、区役所やこども家庭センターが把握した虐待を起こした保護者につきましては、その方が虐待に至るに至った背景、御自身の子育てに関する考え方、また、夫婦間の問題はないのか、協力が得られているのか、経済的な問題、また、その親御さんがどのような幼少期の育てられ方をしたかとかいう、その背景についてもしっかりと情報収集をして、虐待のリスク、次にまた虐待をしてしまう発生

リスクはどの程度あるのかというようなリスクアセスメントシートを用いながら、聞き取りに漏れがないようにしっかりと情報収集をして、次の支援に生かしていくような活動を行っているところでございます。

○委員（村野誠一） 今の、だからどういう人が虐待を起こしているのか。それはだから皆さんとしては把握してますということなんでしょう。だから、どういう人たちが、上位でいくと——これは円グラフでもそうかも分からないけども、どういう人たちが多いんですかというのをちょっと御紹介いただきたいんです。今私は、例えばやけれども、やっぱり独り親家庭の——だから独り親家庭ってワンオペだから、1人でやるから、負担が大きいから独り親家庭の支援っていろいろやるわけじゃないですか。いやいや独り親家庭全く関係ないんですわと、数的にも。やっぱり独り親家庭のほうが傾向としては多い傾向に、このグラフを見るととか、この統計を見るとそういうふうになってますなのか。その辺だからどういう人たちが結果的に虐待せざるを得ない状況になっているのかと。それをちょっと御紹介いただきたい。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 先ほどもお伝えしたんですけれども、虐待のリスク要因というのは本当様々ありまして、委員先ほどおっしゃったように、独り親世帯というのも1つのリスク要因でありますし、保護者の精神状態の問題であったりとか、子供との愛情欠如というような問題が様々混在して虐待が生じるというふうに言われております。

委員御指摘のその独り親世帯の虐待がどの程度の割合あるのかというところは、我々も個々のケースに対してリスクアセスメントする際には、その情報を持ってアセスメントをしていくんですけれども、それを統計的に何件というようなところは、件数までは現在のところ把握できておりません。

○委員（村野誠一） それはこういう問題をしっかりと、何をやるのが、どこに一番コミットすればいいのか、どこに支援を一番すればいいのかと強弱をつけるときには、そういう統計の取り方しとかなんといけないんじゃないかなと思いますけどね、私だったら気になりますね。これを見るとやっぱり結果的にこういう家庭の方が多い傾向にあります。別に独り親だから必ず虐待すると決まってるわけではないですよ。しかし、独り親の方は虐待する件数がやっぱり多いからリスクが高いですねと。よりそういうところにまずは重点的に——例えば、この数でいったって、一気にこれをゼロにすることはできないわけですよ。そうすると、一番多いところから潰していくとか、一番力入れていくということですよ。このうちの4割ぐらいが、3割ぐらいがこういう家庭で起こりますとか、こういうときに起こりやすい状態になってます。だからまずこの人たちに今回は重点的に支援するために、それに合った施策を打っていきますとか。そういうことがないと、今、神戸市がやってるやり方でいくと、起こらないように、減らすような、何ていうのかな、施策にはなっていないのかなと。先ほど答弁でこういう効果があると思ってますということなんだけど、それはやらないよりはやったほうがいいんで、それは多少も効果はあるんだろうけれども、すごくしっかりと、何ていうのかな、効果が出てますというところまでは言えないのかなと私は思ってますので、ちょっとその辺しっかりもう1度、客観的なデータとして、これは別に議会も市民も共有できる、なるほどなど、事実の積み上げですから、内訳としてしっかり出していただいて、そしたら、まずこの多い部分、ここには何やってますか、この人たちはやっぱりこういうところが何やってますかというような形で展開していただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○中山こども家庭局長 委員御指摘のようにどういう要因でということで、統計的なものを取る

というのが非常に難しい状況にはあるかなというふうに思っております。というのも、国全体として見ても、様々な虐待の要因があるというのは分析はされているところですけども、それがどれぐらいの割合で起こっているとか、そういったことの統計的な数値というのは、今現時点ではないという状況です。我々も、先ほど申し上げましたように、リスクがあるかないかというのを様々な観点で判断をさせていただいておりますけれども、やはりそれは経験の積み上げになっているところがあって、やっぱりエビデンスとしてはもっとさらに国を中心に、このリスクアセスメントの中身について、もっと研究とかしていくべきだというようなことも、先日の検証委員会の報告の中でも出ておりますので、そうした国の動きもしっかりと見ながら、我々として包括的にできること、総合的な取組になりますけれども、そうしたことを着実にやっていき、目の前の虐待を受けた子供、そして虐待をしてしまう親に対する支援というものについて、しっかりと取り組んでいくと。

それから、やはり虐待の件数、先ほど委員から御指摘がありましたように、件数が増えているということは、通告を積極的にやっていただいているという側面ももちろんありますけれども、やはり統計の数字はありませんけれども、虐待が増えているということでもあるというふうに思っていますので、根本的に予防にしっかりと力を入れていくということは非常に重要であるというふうに思っております。その中でも、先ほど副局長からも答弁させていただきましたように、産後すぐのケアをしっかりとやっていく。こうしたところでデータが取れるものについてはしっかりと取りながら、効果も検証し、限られた資源でございますので、より有効な児童虐待予防、それから防止、それから再発防止に向けました取組を進めていきたいというふうに考えております。

○委員（村野誠一） ちょっと抽象的というか、今は取ってないんかも分かんないけど、少なくとも3,164件のうち、2,522件とか642件というのは、家庭環境って分かるわけでしょう。だから、それについてどういう家庭環境なのかという、家族構成であるとか、そのぐらいそんな難しいことではないんですよ。本来だったら把握できてははずです。それをだからきちっと整理ができてないのかも分かんないけれども、特別、労力が要ることではないと思います。

先ほど予防という話になったけれども、予防するんだったら、やっぱりしっかりそういうところは把握しておかなかったら、どこから手つけていいかなんか分からないじゃないですか。事実、貧困の連鎖もそうかも分かんないし、この虐待もそうかも分かんないけど、それはその加害者が、自分が子供のときに、加害者が自分が子供のときにどういう環境でどういう、仮に虐待を受けてたか。どういう家庭環境にあったか。そんなところまで遡って対応はできませんよ。だから、確かにこの虐待というのは、受けた、その事案を把握したときにやっぱり何をやるかということは重要です。しかし、例えばやけれども、独り親の方で——もし独り親の方が多いというのであれば、やっぱりリスクが高いんだったら、両親が、保護者が2人いるよりも独り親のほうにちょっと優先的に何かアウトリーチができないとかね。今実際に生まれてから、母子手帳をお渡しして、何歳児健診というのがありますね。うちも子供2人生まれたときに、助産師さんが何歳のときに来られたとか、どんなふうに子育てしてますかとか、どんなことに悩んでますかとか。いや、例えば、おっぱいの出が悪くてちょっと悩んでるんですとか。これをあげようと思ってもなかなか食べてくれないんですとか。ほかの子供どうなんでしょうとか。うちの子供ちょっと遅れてるんでしょうとか。不安なんです。例えば、私は引っ越してきたから、あんまり周りに友達いないから、こういうことも友達と共有できないから。例えばそういうのがそのときだけではなくて、そのときには接触ができるけれども、その後、行政と保護者が接触する機会があるの

かということです。例えば、そのときにいやちょっと何かちょっとおかしいなと思ったら、接触したときに、何歳児健診のときに、SOSじゃないけれどもちょっとチェックしておく。でも、そこから先、全く接点がないと、あとは事が起きてからしか対応できないわけですね。今のやり方で、結局この件数がずっと増えていくんだったら、それこそ条例でもつくって、神戸で子供を産み育てている家庭に関しては、義務ではないけれども、強制的な義務ではないけれども、任意で、例えば、また別の何歳児健診ではなくて、何歳の時点で訪問をして、今どういう子育てされてますかというのを聞き取りをする。それは拒否する方もいるかも知りません。私はもうそんなもん会いたくもないし話したくもないとか。でも、拒否されたということやからちょっと疑ってかかってみるというのも、チェックすることもできるかも知れないし、今のやり方をやって、もう常に対処、対処だけで本当にその起こる部分というか、もっと早期の発見の部分にいけるのかなと私は思うわけね。何か新しいこと考えへんのかなと、ずっとこれ増え続けてきて。その辺はいかがですか。

○丸山こども家庭局副局長 先ほど私の説明が不足していたところがあったかと思いますが、委員の御指摘いただいたとおり、今、既存にある様々な施策、乳幼児健診、それから、妊婦健診を提出していただいて、母子健康手帳を交付する。そういったタイミングで保護者の困り事、これから育児をしていくに当たっての不安などを聞く機会がありますので、そういった既存の施策の中から早期発見、困り事を、大きな虐待に発展する前に予防していくという取組はしております。そのときでもまだ不十分なところがあるのではないかとということで、先ほど申し上げた産前産後ホームヘルプサービスですとか、産後ケア事業ですとか、また、個別に子供に向き合うのがなかなか難しいというような訴えがある場合は、個別のカウンセリングを受けていただくなど、心理的なサポートなども含めながら、虐待防止に努められるような取組を充実はしております。

ただ、いろんな状況、家庭環境、それから保護者側の要因、子供さんの育てにくさなどが複雑に絡み合って、虐待に向いてしまう保護者の方、また、先ほど来委員から御指摘がある、独り親家庭でも頑張って虐待に至らずに子育てしておられる家庭もありますので、少し心配な目を持ちつつ、やはりそういった御家庭にはリスクがあるということは、全国的にも知られてまして、様々な研究が進みますので、我々としてはそういった小さなリスクの小さい部分の要因もしっかりと見落とさず、きっちりチェックをしていって、それが本当に子供に向かわないようにする。それは我々こども家庭センター、区役所だけでは限界がありますので、子供さんが日頃通っておられる保育園ですとか学校でも見守っていただく。小さな変化を、そういった所属機関や地域の目、それから行政機関の目、合わせながら早期発見、そして早期対応に結びつけながら予防施策も並行してやるというところで、委員御指摘いただきました有効なものをきっちり分析をしてやっていくということは我々も非常に重要だと思っておりますので、我々が得た知見、それから国から発表される全国的な分析データ、そういったものを合わせながら、未然防止と早期発見、虐待対応というのを確実にやっていきたいと考えております。

○委員（村野誠一） 確実にやっていただくのは当然やっていただかないといけないんだけど、確実にやっていただいた結果、減ってきてるんやったらいいんだけど、言ったように、もう今後安心してくださいと、減っていきますからと、もう徐々に効果が出てますからという御答弁いただいてるんやったら、私からこんなことしたらどうですかと、あんなことしたらどうですかという提案をする必要はないんだけど、恐らくあまり効果が出てない、今後もそのやり方やってたら。だから、国がどうのこうのじゃなくて、神戸市として、ほかがやってなくても、この虐

待を減らしたいのであれば、今までと同じことではないことをやったらどうですかということを私は申し上げてるんです。

例えば、久元市長なんかでも、マンションの規制であるとか、全国どこもやってないけれども、やることもありますね。認知症でもそうかも分からないし、だからマンションの管理組合なんかでも、そういうものも将来的なリスクがあるからいうて、任意で今後、条例化するかも分からないけれども、そういうものを提供してもらおうとかね。罰則はつけないけれども、提供してもらおう、協力してもらおう。だから、これ1ページの円グラフ見てても、例えば、小学生がぐっと多かったり、中学生もそうだし、3歳から学齢前とか、今言ったように助産師さんが来ていただくような時期から、そこからずっと接触がほとんどないわけでしょう。女性も働いて残業を繰り返したりして、女性に限らないけれどもストレスがたまって、それをやっぱり子供にどうしても当たってしまうとかということもあるかも分からないし、確かにそれは学校でとかいろいろなところで見守り、今は見守りやってないから今後は見守ってもらいますと言うんやったら、何ていうのかな、今後、今までやってないことがやるわけだから減っていく可能性ありますよ。今まで学校は見守ってません。どこどこも見守ってません。だから今後は見守ってもらうんですとなったら、それが効果が出てくるかも分かんないけれども、今もやってるわけですよ。だからそういう意味で、接触というか行政側がアウトリーチで接触、どこかの時点で、だからそこはきっちり出産から、例えば、虐待が起きるまで、どの時期に負担が一番、加害者というのはかかってんのかとか。それはやっぱり時間軸できちっと整理してみる必要があるわけですよ。ここがやっぱり多い傾向にあると。そしたらこの前時点で一遍、何ていうのかな、アウトリーチで訪問するという機会をつくるというようなもの。例えば、それを条例で努力義務でやるのかとかね。何か新しいことをしないと、私はいつまでたっても、こんなことやってます、あんなことやってますと、これ増員しましたと言っても、根本的な解決には至らないんじゃないかなと思いますので、そういったとがった新しいこともして、この虐待、加害・被害、両方とも不幸ですから、言ったように、加害の人も好きでやってるわけでは——猟奇的な人は別ですけども、やはり精神的にとか、いろいろ自分の人生の経験の中からそういうふうになってしまってるので、その辺しっかりフォローができるように、もっと前段階で今までとは違うことをやって、減らしていく努力をしていただきたいということをお願いしておきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 やはり委員おっしゃったように、何とか虐待を減らしたいという思いは我々持っておりますので、どのような分析ができるかというのはあるんですけれども、しっかりと施策を実施した効果というものについて確認をしながら、有効な対策を取れるように、新しい視点も含めまして検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（徳山敏子） 次に、事業概要の説明も含めて、こども家庭局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（平井真千子） すみません、時間はないんですけれども、夏休み前にちょっと1点聞いておきたいことで、学童保育の夏休み期間の昼食提供についてでございます。

事業概要のところでも、さらなる拡大を行うということになってますけれども、この令和7年度現時点でのどのような準備状況か、まず教えてください。

○中山こども家庭局長 今年度の学童保育の夏休み期間中の昼食提供でございますけれども、各施設に紹介できる事業者数が増えたことなどから、昨年度より大幅に拡充をいたしまして、約120の施設で実施を予定してございます。

少し詳しく説明させていただきますと、実施施設の拡大に当たりましては、昼食サービスを提供できる事業者の確保と、施設側の注文や集金などの負担が課題となっておりました。昨年度、東灘区の中学校給食事業者から、保護者が事業者に直接注文し、決済できる電子システムを利用した昼食提供サービスの提案がございまして、東灘区の3区の希望する施設11施設で試験実施を行ったところ、安価であったこと、それから施設側の負担が少なかったことから、保護者・施設双方から好評でございました。当該事業者につきましては、今年度は兵庫区まで提供地域を拡大し、4区を対象にしたこと。また、このほかの地域につきましても、同様のシステムを利用した昼食提供が可能な別の事業者3者を紹介できるようになったことで、実施施設の拡大につながっております。

これに加えまして、中学校給食の第一給食センターの事業者から、自主事業として、垂水区の一部の学童保育施設に昼食提供を行う提案を受けておりまして、調整を進めました結果、垂水区の数か所での試験実施が開始されることになりました。

これらの取組によりまして、独自に地元の弁当事業者等と連携して昼食提供を実施予定の施設も含めまして、約120で昼食提供サービスを提供できる見込みでございます。

○委員（平井真千子） 発信できる業者が増えるようにということではいろいろ働きかけとかしていただいているということもお聞きしてきたんですけれども、約120施設ということで、半分以上の施設でできるようになってきているというのは本当に御努力の結果だなと思うんですけれども、どうなんでしょう、まだ地域的な偏在とか、そういう課題はあるのかなと思うんですが、その辺の今後の解決のめどとかはございますでしょうか。

○中山こども家庭局長 できるだけ市内全域での実施ということを目指していきたいというふうに考えております。昨年度、先行して実施したということで、東部のほうで事業、昼食提供を実施できる施設が多い状況でございます。今年度は、市内全域で提供できる事業者というのも紹介できることになりましたし、垂水区とか、それから北区等でも提供できる事業者が見つかりました。こうしたこともありまして、新たに長田区、それから垂水区で今回初めて昼食提供ができる施設というのも出てきておりまして、全区で何らかの形で昼食提供ができる状況になっております。

今後の拡大に向けましては、今年度の実施状況、それから利用者・施設間、提供事業者側の声も踏まえながら課題の整理を進め、新たな事業者の発掘や現在の事業者の提供区域の拡大に向けた働きかけなど、さらなる取組を行ってまいりたいと考えております。

○委員（平井真千子） ありがとうございます。まだまだ全ての施設で提供できているわけではないということなので、ニーズが非常にあると思いますので、その辺の拡大、あと料金の面ですとか、どのようなものか質の面とかでもいろいろ御要望もこれからは寄せられてくると思いますし、また事業者側としても、こういうふうにしていきたいのにここができてないとかいろいろあると思いますので、この夏休みの実施状況でまた来年のことをしっかりと検討していただきたいなと思いますので、検証のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

さっき虐待の話もありましたけれども、やっぱり共働きでお弁当を作るという負担が大きいということだけじゃなくて、昼食を取るということがなかなか家庭で難しい子供さんもいらっしゃるって、そういう方にとってのやっぱり夏休みのセーフティーネットに学童保育がなっているというのは一定やっぱりあるんだろうなと思いますので、お昼御飯のセーフティーネットということでの必要性ということから考えると、やっぱり全施設でしていくということが必要なのかなと思いますので、お願ひしたいと思います。

ただ、いろいろ本当に課題といいますか、今後の拡大に向けては課題もあって、他都市との比較とかもいろいろされていく中で、難しいなと思う面もいろいろとございますし、私自身も学童保育だけがその子供にとって最適の居場所なのかどうかという、夏休みの過ごし方、子供の居場所として——何だろう、共働きで子供を家に留守番させるわけにはいかないから、仕事を辞めるとかいう方もいらっしゃるようにもお聞きするんですけども、そうするのか、もうとにかく夏休み期間中きっちり学童保育に全てお預けするのかという、何か2択しかないというのがね、何となく子供にとっても親にとっても、何ていうか、難しいなという、子育ての楽しみという観点から言うと、何か子育てしにくい、緩みがないというか、そういう気持ちがあるんですね。仕事を辞めて家で見るのか、学童保育に入れるのかという、どちらかを選ばないといけないというのが。もっと社会全体で働き方を柔軟にしていこうとかいうことで、小1の壁をなくすというか、選択肢を広げていくということがあるべきだろうなというふうには思ってるんです。

ただ、目の前の問題として、やはり必要とされている家庭があるということには、神戸市の学童保育として対応しないといけないという非常に難しいことだとは思っております。でも、現実には各家庭でやっぱり子供さんも——学童保育も非常に施設側も努力をされてますし、夏休みそこに入れるのがなんかかわいそうとか、そういうふうには思わないですね、充実して過ごしているお子さんが多いということも承知はしておりますけれども、でもやっぱり子供さんにとっても合う合わないというのは、特性はいろいろあると思いますし、そこも見て——現実には本当に各家庭で柔軟に過ごし方というのを考えているんだとは思いますが、そういう現実の面があるということも、柔軟な夏休みの過ごし方ができるというのが望ましいという考え方の下で今後の拡大の取組ということを模索していただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（大かわら鈴子） 時間が限られてますのでできるだけ短めにお聞きしたいと思うんですけども、ポートアイランドの認可保育所で4月に保育士さんが一斉に退職したという問題が報道されました。ちょっとこれについてお聞きしたいんです。当局としては、これ何が原因で、なぜこんなことになったのか、今どのような対応をされているのかというところをお聞きをしたいと思います。

○若杉こども家庭局副局長 今委員から御質問ありました案件でございますけれども、ポートアイランドでございます、しまのこ保育園という事業所内保育の事業所でございます。令和5年から開設いたしまして、現在に至っているところでございます。経緯といたしましては、昨年末、経営上の相談ということでございました。何がということでございますけれども、やはり利用者の減少であつたりとか人件費の問題、そういったことも踏まえまして、経営を続けていくことの難しさについて御相談があったということでございます。我々といたしましては、その時点でも在園児の方がいらっしゃいましたので、やめるやめないとかそういったレベルではなくて、在園児の方に対しては責任を持って対応すること。その上で経営上の課題について何ができるかというようなことを引き続き相談に乗っていくというようなことでやっていたところでございます。

そんな過程でございましたけれども、園のほうから3月末で閉園せざるを得ないというようなことで、これは実は誤った説明なんですけれども、保護者の方に説明をしたということで、保護者の方が動揺したというようなこともあって、結果的に、その時点で在園されていた方々全て転園等々されたというような状態で今に至っているというところでございます。

現時点におきましては、経営上の立て直しを図って、継続していくかどうかというところは法

人に対して今確認をしているところでございます。現在のところ、園に入所している方はいらっしゃらないという状態でございます。

○副委員長（大かわら鈴子） この保育園、御相談が昨年末にあったということだったんですが、開園されたのが2023年4月ですね。認可が下りて、令和5年、2023年4月に開園されていますね。そこからほとんど年数的には本当に2年ほどしかたっていないんですね。お聞きしたところによると、昨年12月までは入所定員数が12人のところ11人までは入られていたということもお聞きをしています。言えば、定員数はほぼ入られていたんだけど、それでも赤字が出てきたということなんですか。ちょっとこの辺きちんと神戸市でも審査をされて認可をされていると思いますのでね、その辺どうやったのかということをお聞きしたいんです。

○若杉子ども家庭局副局長 12人定員の中で11人入所されていたというところでございます。通常であれば、その状態が継続しておれば赤字経営に至るということはないものでございます。ただ、その前提として、雇用されている方々の人件費の問題であったり、この辺りはちょっと経営上の詳細に関わる部分ですので、全てこの場でつまびらかにするわけにはいかないんですけれども、そういったところで、この事業所内保育を継続していく中での継続性について相談があったというところでございます。利用者が少し減っていった傾向がこの状況の中で生じていたというところでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） 減っていったということでありましたけれども、3月に卒園された方もいらっしゃいますし、4月の時点でも、何人でしたか、5人ぐらいいてはったんですかね、5～6人いてはったのかな。いうことでしたから、がくんとほとんどいなくなったとかいう状況でもなかった。それなのに経営が難しくなったということが私ちょっとすごく疑問なんです。民間の保育園の園長さんを経験された方にお話も伺ってみましたんですけども、やっぱり保育園とかずっと経営していくときに、やっぱり当初の2～3年というのはすごくなかなか厳しいと。安定していくまではちょっと時間がかかるので、やっぱりその辺のところも見越した準備が要るんだということも言われていたんですけども、そういうところができていなかったということなんですか。

○若杉子ども家庭局副局長 我々認可と、また、事業開始後は定期的な監査ということで、法令に基づいた手続を実施して、その中で事業者の経営状況を確認し、必要な助言・指導を行っていくという立場でございます。当該園につきましては、認可時でございますけれども、認可に際しましては、職員配置や面積基準、そういったものに加えて、財政状況や収支計画、これを確認させていただくんですけれども、この点については問題がなかったというところでございます。また、事業開始後につきましても、先ほど申し上げましたように定期監査や巡回指導、あわせて、各会計年度終了後に、3か月以内に現況報告書ということで、事業の内容であったり、貸借対照表、損益計算書等、財務上の経営に関わる書類、これを出していただくということになっておりまして、その点においても各年度の状況では黒字ということで、事業の継続が危ぶまれるというような判断に至るところはございませんでした。

今回、経営上の不安を抱えられて相談に来られたということですが、今回の教訓として得られるとすれば、やはり事業者ともう少し密にコミュニケーションが必要であったかなと思っております。途中で誤った保護者の方に対する説明などを経過としてございまして、その後、利用者の方が急激に減ったということがございます。そういったことは、本来すべきでなかった説明もした結果、そういう状態に陥ったということもございますので、ちょっと相談があつてか

ら現在の状況に至るまで、非常に短いタイミングで起こってしまったというところは、我々としても遺憾に感じているところでございます。

○副委員長（大かわら鈴子） 本当はもうちょっと具体的にお聞きをしたいと思うんですけど、今日は時間が限られてますのであれなんですけども、例えば、きちんと、今回継続なんかも言われているということでありましたら、特別監査ぐらい行って徹底的に調査をするということ必要なんじゃないんでしょうか。じゃないとまたこれ結局は子供さんたち、保護者の方、そして働いている保育士さんたちというところに全部負担が行くことになりますので、こういうことが繰り返されるということはあかんと思いますので、その辺いかがですか。

○若杉こども家庭局副局長 特別監査ということで御提案いただきました。監査につきましては、定例の、毎年々の定例の監査と加えまして、虐待等々、そういった重篤な事案が生じたとき等に、あるいは経営上の大きな問題が生じたときに特別監査というのがあろうかと思います。これまでの定例監査の中ではそういった特別な対応を要するということまでは把握には至らなかった。実際、書類上そういう状態ではございましたけれども、いずれにしましても、特別監査するか否かというよりも、現在の、今後に向けての経営をどうしていくかということで、立て直しも含めて、今、法人とやり取りをしているところでございますので、監査という形を取らずとも今後に向けての助言・指導、これは継続しているというところで御理解いただきたいと思います。

○副委員長（大かわら鈴子） 私、ちょっとやっぱり神戸市として問題なのは、こういう事態が今回初めてではないんですよ。報道でも言われてましたけど、また神戸かというような報道がされてたと思うんですけども、こういう事案が、私ぱっと思いつくだけでも3園ぐらいはあったと思うんです。もっと調べたらもうちょっとあるかもしれませんけども、やはりそういうところできちんと神戸市の調査の在り方とか指導の在り方とかどうなのかということ、きちんとその辺りを強化することも必要ですし、見直していくべきところないのか、その辺はどうなんでしょう。

○若杉こども家庭局副局長 先ほど申し上げました法令上の監査というのは実施をしまして、その中で我々としては適切に対応してきたところでございます。しかしながら、結果としてこういう状況になっているということにつきましては、何より利用者の子供さん、保護者の方々に多大な影響を与えているというところでございます。これまでこういう事案が生じたということでもおっしゃっていただきましたけれども、やはりこういうことが今後起こってはいけないというふうにも考えております。今回の事案を教訓にしまして、何ができるか、何をすべきかというのは、もう少し整理していく必要があろうかと思っております。

○副委員長（大かわら鈴子） また今日は時間ありませんので、また別の機会に再発防止などについてお聞きをしたいと思うんですけども、何回も言ってますけど、やっぱり子供さんたちが犠牲になるなんてことは絶対にあってはならないんです。3回も4回も繰り返されて、本当に異常なことだと思いますので、きちんとそこら辺りは厳しく見ていかなあかんというふうに思います。以上です。

○委員（村野誠一） もう私まだまだあるんだけど、視察の時間があるので今日はやめときます。本来、やっぱりこの事業概要の説明というのは、例年そのときに結構質問出るんですよ。だから私、教育委員会についてもまだまだ質問したかったけれども質問しませんでした。だから、次回の常任委員会でしっかり、仮に当局側からの報告とか、そういう議案がなくても、事業概要の説明、事業概要のその他事項をしっかり質問ができる、我々も仕事ですから、質問ができる時

間を取っていただきたいということを委員長に申し入れておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（徳山敏子） それでは、こども家庭局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。
当局どうも御苦労さまでした。

○委員長（徳山敏子） 本日御協議いただく事項は以上であります。
本日の委員会はこれをもって閉会いたします。
（午後 2 時58分閉会）